「船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案」 に対して寄せられた意見の概要等

○ 意見募集の結果、船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案に対し、合計11通の意見が寄せられた。

意見を提出した団体の名称とこの資料中での略称は〔意見提出団体とその略称対比表〕のとおりであり、個人については単に「個人」と記載している。

○ この資料では、以下の略語を用いる。

「中間試案」: 船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案 「中間試案補足説明」: 船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案の補 足説明

- また、寄せられた意見の紹介の中では、電子船荷証券記録を含む電子化された船 荷証券のみならず、民間のクラブシステムの利用を通じて船荷証券上の権利の移転 や銀行決済等と類似の効果を実現しようとしているサービス(法律上の船荷証券ではない)を含めて、広く電子化された船荷証券及びそれと類似のものを便宜的に「電子B/L」と表記していることがある。
- この資料では、中間試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】 【反対】などの項目に整理し、意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに、理由等が付されているものについてはその関連部分の概要を紹介している。また、その他の意見については【その他の意見】などとしてその概要及び意見を寄せた団体の名称を紹介している。

なお、寄せられた意見の中で、表現等が異なっても同趣旨の意見と判断されるものについては、同一の意見としてとりまとめた。また、意見は、団体、個人の順に掲載し、団体間では五十音順(団体については、次の略称対比表記載の順)に掲載している。

〔意見提出団体とその略称対比表〕

団体名	略称
一般社団法人全国銀行協会	全銀協
一般社団法人日本船主協会	船主協会
一般社団法人日本貿易会	日本貿易会
最高裁判所	最高裁
札幌弁護士会	札幌弁
ティービーケー・システムズ株式会社	TBK
日本弁護士連合会	日弁連

全体に関する意見

(積極的評価)

- 船荷証券の電子化を実現することの意義(船荷証券が紙であるがゆえに生じ得る不都合を回避しつつ、貿易実務において船荷証券に期待される機能を実現し、その利用を促進するという意義)や、MLETR(電子的移転可能記録モデル法)などを参考に国際的調和がとれる内容の国内法を整備するという観点から船荷証券の電子化に関する規定を整備することについては、いずれも異論はなく、その法整備が速やかに検討されるべきである。(日弁連)
- 船荷証券以外の貿易書類については、既に実務でもデジタル化が進んでいるため、 船荷証券の電子化が法制化されることは、貿易実務の効率化及び国際競争力の強化 に資すると考える。(個人)。

(消極的評価)

○ 不正アクセス等を完全に防止することは容易ではないため、船荷証券が電子化されると、不正アクセス等によって、どの程度の大きさでどのような性能装備の船に何を載せているのか、いつどこを通過しているのかといった情報が漏洩し、海賊に狙われやすくなるのではないか。(個人)

(その他)

- 今回の船荷証券の電子化に関する規定の整備の検討は、いわゆる船荷証券の危機によって阻害されている本来船荷証券に期待される機能を回復し、円滑な貿易取引を実現することがその目的であると理解している。保証状の差し入れによる運送品の引渡し等、船荷証券の危機によって不都合を被っているのはもっぱら荷主であり、この法制整備の結果、電子船荷証券記録の利用が拡大し、船荷証券の危機といわれる状況が解消されることを期待する。そのためには、電子船荷証券記録の主たる利用者である、荷主による本法制に関する理解が欠かせず、一般の荷主にとって理解のしやすい、電子船荷証券記録の利用促進に資する法制となることを希望する。(日本貿易会)
- 今般、我が国が電子船荷証券記録について立法を行い、その内容を可能な限りM LETRと整合させるという基本的方針には賛成である。ただし、現在でも既に、 システムプロバイダーが提供する技術的仕様に従った電子的なシステムないしプ ラットフォームを参加者各自が利用する形で、かつ、当該プロバイダーが実質的に 策定する規約に参加者が合意した上で利用するという契約的取極に依拠する形で 相応にかつ多様な形で流通しているところ、今回の立法の主眼が、そのような契約 的取極では達成できない参加者以外の第三者との関係でも船荷証券と同様の効力・ 取扱(特に商法第761条の処分証券性及び第763条の物権的効力の適用)を確 保する点にあり、それを通じて、電子化された船荷証券の普及を図ろうとすること にある点は、改めて認識されるべきである。それゆえ、紙の船荷証券に関する現行

法規定やMLETRの個別条項との整合性に腐心するあまり電子化された船荷証券の更なる普及促進の妨げになる可能性がある立法は、目的と手段を顚倒させるものとして慎むべきである。(船主協会)

○ 今回の船荷証券の電子化に伴い、前提としている取引の対象範囲や、具体的に想定しているプラットフォーム(システム)の構成や関係者等を図示した資料もあるべきと考える。(全銀協)

第1部 船荷証券に関する規定の見直し

第1 電子化された船荷証券の名称

今回の法改正で実現しようとする電子化された船荷証券の法律上の名称を「電子船荷証券記録」とする。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 法律上の名称について、①船荷証券と機能的同等性を持つ電磁的記録であること やわかりやすさの観点、②磁気的方式を認めつつ法律上の名称として「電子・・・」 という用語を用いている例も少なからず存在することや電子化された船荷証券が 国際的に受け入れられることが肝要であることなどを踏まえ、「電子船荷証券記録」 とすることは妥当である。(日弁連)

第2 電子船荷証券記録を発行する場面の規律等

1 電子船荷証券記録を発行する場面の規律

【甲案】

- ① 運送人又は船長は、船積船荷証券又は受取船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電子船荷証券記録 (以下「船積電子船荷証券記録」という。)又は受取があった旨を記録した電子船荷証券記録(以下「受取電子船荷証券記録」という。)を荷送人又は傭船者に発行することができる。
- ② 受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、当該受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。
- ③ 運送人又は船長は、第1項の規定により電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を交付したものとみなす。
- ④ 前3項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、 適用しない。
- ⑤ 後記2②の規定を設ける。

【乙案】

- ① 運送人又は船長は、船積船荷証券又は受取船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電子船荷証券記録 (以下「船積電子船荷証券記録」という。)又は受取があった旨を記録した電子船荷証券記録(以下「受取電子船荷証券記録」という。)を荷送人又は傭船者に発行することができる。
- ② 受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく船積電子船荷証券記録を発行しなければならない。この場合には、当該受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、船積電子船荷証券記録の発行を請求することができない。
- ③ 商法第757条第1項の規定にかかわらず、受取船荷証券の発行に代えて 受取電子船荷証券記録が発行された場合には、荷送人又は傭船者は、船積船 荷証券の交付の請求をすることができない。
- ④ 運送人又は船長は、第1項及び第2項の規定により電子船荷証券記録を発 行したときは、船荷証券を交付したものとみなす。
- ⑤ 前4項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、 適用しない。
- ⑥ 後記2②の規定に代えて、以下の規定を設ける。 受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券 記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに 船積電子船荷証券記録の発行の請求があったときは、その受取電子船荷証券 記録に船積みがあった旨を記録して、船積電子船荷証券記録の発行に代える ことができる。この場合においては、商法第758条第1項第7号及び第8 号に掲げる事項をも記録しなければならない。

【甲案に賛成】札幌弁、日弁連

- ①で運送人又は船長に電子船荷証券記録の発行義務を課さないものとするのであれば、受取電子船荷証券記録が発行された場合についても船積電子船荷証券記録の発行請求権を認めないのが整合的である。また、船積電子船荷証券記録を発行することが当事者の意思にかなうのであれば、当事者の合意により船積電子船荷証券記録が発行されることになるからあえて発行義務を課す必要性に乏しい(札幌弁)。
- 国際海上物品運送の実態や実務は様々であることから、一律に電子船荷証券記録を発行する義務を認めるのではなく、運送人又は船長が、荷送人又は傭船者の承諾を得て発行するとすることが適切であると考える。他方、荷受人の承諾については、電子船荷証券記録の発行時点では荷受人が確定していない可能性があること、MLETRとの整合性、荷受人と荷送人との間で電子船荷証券記録の使用について決定する機会があり得ることなどから、法律上の要件とはしないことがよいものと考える。また、受取電子船荷証券記録が発行された場合の規律については、紙の受取船

荷証券が発行された場合と同様の規律(受取船荷証券が発行された後に船積が行われた場合には、受取船荷証券の全部と引換えでなければ船積船荷証券の交付を請求することができない)とすることでよいと考える。(日弁連)

【乙案に賛成】船主協会

○ 最初の発行段階について、甲乙両案では、法律上は証券の発行義務が運送人にあることから、運送人が荷送人(傭船者を含む)の承諾を得れば紙に代えて電子を発行できるとの書き振りになっているが、実際には、電子B/Lはあくまで両者の合意で―しかも現状はむしろ発行後B/Lを利用し流通させる荷主側のイニシアチブによるのが通例である――発行される。にもかかわらず、甲案のように、受取電子船荷証券記録から船積電子船荷証券記録への引換の際は荷送人側に紙に戻った発行の請求権がある(運送人側には紙で発行する義務がある)のを原則とするのは、法文の形式的建付けを重視するあまり実情を顧みないものであり妥当ではない。一旦、電子で受取電子船荷証券記録が発行された以上は(双方がそれに合意した以上は)受取から船積への引換においても電子での請求権しかないとする方が適切である。

【条件付で乙案に賛成】日本貿易会

- 後記第4の2における電子船荷証券記録から船荷証券への転換の規律について乙案(転換請求権を認める考え方)が採用されるのであれば乙案を支持する。電子船荷証券記録から船荷証券への転換の規律について乙案が採用されない場合には、中間試案補足説明の第1部第2の1の補足説明(4)の中であげられた丁案の考え方を支持する。
 - 甲案は、一旦受取電子船荷証券記録の発行を受けた荷送人(又は傭船者)に対し、船積電子船荷証券記録の発行請求権を認めない(後記2②の規定による追記のみを認める)ものであるが、紙の船荷証券の場合には、受取船荷証券の発行を受けた後、運送人による選択ではあるが、船積船荷証券の発行か、受取船荷証券への船積みがあった旨の追記を受けることができるところ、電子船荷証券記録の場合に、これを認めない合理的理由はない。

【その他の意見】

- 中間試案補足説明の第1部第2の1の補足説明(4)の中であげられた丁案の考え方を支持する。(全銀協)
 - ・ 信用状取引における信用状を規律している荷為替信用状に関する統一規則および慣例(UCP600)及び電子呈示に関するUCP600への追補(eUCP)では、船荷証券は船積みが示されていることを前提とし、船積船荷証券若しくは受取船荷証券への物品が船積された日付を示している積込済の付記を必要とする。そして、受取船荷証券は、信用状で特段許容されていなければ、瑕疵(ディスクレパンシー)がある書類(記録)として受理されない。したがって、受取(電子)船荷証券(記録)を発行後、船積みされた記録もしくは船積(電子)船荷証券(記録)の発行が通常必要であり、船積(電子)船荷証券(記録)の発行を認める

定義が必要と考える。当初契約では合意していても電子記録では突発的に対応 できない当事者が出てきた場合、紙の交付の請求は起こりうる事象と捉えるた め。

- 実務の場面では、紙の船荷証券の交付ではなく、電子船荷証券記録の発行を荷送人又は傭船者が運送人等に依頼することで、電子船荷証券記録の発行のプロセスが進んでいくのであるから、「運送人又は船長が相手方(荷送人又は傭船者)の承諾を得て」という文言については実務の観点から違和感がある。(日本貿易会)(個人)
 - 「運送人又は船長と荷送人又は傭船者の合意があった場合には」程度の文言と すべきと考えられる。(日本貿易会)
 - ・ 「荷送人又は傭船者は、運送人又は船長の承諾があった場合は、船積船荷証券 又は受取船荷証券の交付に代えて、電子船荷証券記録の発行を請求することが できる。」といった規定が考えられないか。(個人)

2 電子船荷証券記録の記録事項

- ① 電子船荷証券記録には、商法第758条第1項各号に掲げる事項(同項第1 1号に掲げる事項を除き、受取電子船荷証券記録にあっては、同項第7号及び 第8号に掲げる事項を除く。)を記録しなければならない。
- ② 受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船積船荷証券の交付の請求があったときは、その受取電子船荷証券記録に船積みがあった旨を記録して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項をも記録しなければならない。

【賛成】札幌弁、全銀協、日弁連

- 商法第758条第1項と同様の規定ぶりとすることに異論はない。実務上の観点として、記録事項は、大前提として信用状統一規則との平仄が求められるため、「複数通発行」について規定しないことを求める。また、「作成地」は実務上必須と考えている。(全銀協)
- 電子船荷証券記録について、船荷証券と同様の解釈が維持されることが望ましいと考えるため、基本的に船荷証券の記載事項と同様の記録事項を定めることで問題ないと考える。「作成地」についても、電子船荷証券記録においても作成地は観念できること、なるべく船荷証券と同様の規律とすべきこと、国際私法上の準拠法決定の連結点として重要な意義を有することから、電子船荷証券記録の記録事項とする点について賛成する。また、商法第758条第1項第11号の複数通発行を前提とした記載事項を除くことについて、電子船荷証券記録を紛失するようなことは考えにくいことや法律関係の複雑化を避けるという観点から、複数通発行を認めないことが適切であると考えるため、賛成する。受取電子船荷証券記録が発行された場合に、船積船荷証券の交付の請求があったときは、受取船荷証券記録に船積みがあった旨を記録することで船積船荷証券の作成に替えることができるとする点につい

て、既存の媒体を利用できるという観点から現行の規律と同様であるが、紙の船荷証券しか存在しない場合と異なり、電子受取船荷証券記録への追記を認めることにより紙媒体の船荷証券を発行することの請求ができなくなる。この点は、一度、荷送人又は傭船者が受取電子船荷証券記録の発行を認めた以上、問題はないものと考える。(日弁連)

【一部反対】日本貿易会

- 電子船荷証券記録の記載事項から、「作成地」を除外すべきである。
 - 電子船荷証券記録については作成地を観念できず、仮に、システム上で電子船 荷証券記録の発行作業を行う地が作成地であるとすれば、船荷証券や海上運送 状の場合とは異なり、理論上、世界中のどの地も作成地となり得てしまう。
 - ・ 中間試案補足説明では、準拠法決定の連結点として作成地が意味を持つ可能性に言及しているが、まさにこの点が問題であり、荷送人側で予見できず、コントロールすることもできない、運送人側が世界中から任意に選択できる作成地が、準拠法決定の連結点として意味を持つことは、荷送人にとって問題であるからである。
 - ・ また、ハーグ・ヴィスビー・ルール第10条によれば、ある船荷証券に同条約 が適用される条件の一つとして、船荷証券が締約国で作成されていること、と あげられているため、紙の船荷証券の場合作成地の記載は重要な意味を有する が、電子船荷証券記録については、このような規律を有する、世界的に広く通 用している国際条約は存在しないため、電子船荷証券記録に作成地を記載する 必要性は低いともいえる。

3 「支配」概念の創設及び関連概念の定義

(1) 「支配」概念の定義

電子船荷証券記録の「支配」という新たな概念を創設することとし、その定義として、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

「電子船荷証券記録の支配」については、「当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕(注1)利用することができる状態」と定義する。

【乙案】

「電子船荷証券記録の支配」の内容について、法律上は定義を設けない。

- (2) 「電子船荷証券記録の発行」の定義について
 - 電子船荷証券記録の発行については、「電子船荷証券記録を作成し、当該電子船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に〔排他的に〕(注1)属することとなる措置」と定義する(注2)。
- (3) 「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義について 電子船荷証券記録の支配の移転については、「電子船荷証券記録の支配を他 の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が 〔移転/排他的に属〕(注 1)した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移

転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うもの」と定義する(注2)。

- (注1)(1)の甲案を採用しつつもその定義の中に支配の排他性を求めない場合又は乙案を採用する場合には、「電子船荷証券記録の発行」及び「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義の中で排他性を別途規律することなどを通じて、電子船荷証券記録の支配が排他的であることを規律していくことが考えられる。
- (注2) 電子船荷証券記録の発行及び支配の移転については、一定の技術的要件を満たす必要があることを想定しており、当該技術的要件については、後記第3で取り扱うものとする。

(1)「支配」概念の定義

【甲案に賛成】全銀協、日本貿易会

- 電子船荷証券記録は民法上「物」に該当しないとする場合、「支配」という新たな 概念を創設するには明確な定義を規律すべきと考える。また、銀行業務では貿易金 融において譲渡担保が利用されており、紙の船荷証券に対する「占有」に代わる「支配」の概念を明確に定義しておくことが重要である。(全銀協)
- 支配の概念として、排他的であることが重要であることが共通認識とされるところ、乙案のように、電子船荷証券記録の支配自体の定義を設けない場合には、結局、電子船荷証券記録の発行や、電子船荷証券記録の支配の移転について、改めて、排他的という文言を繰り返し用いて定義することとなり、迂遠であるといえることから、甲案のように、電子船荷証券記録の支配の定義自体に「排他的」という要素を盛り込むことが望ましいと考える。(日本貿易会)

【乙案に賛成】札幌弁、日弁連、船主協会

- 電子船荷証券記録の「支配」概念と「利用」概念は合致しないと考えられる上、 他の概念を用いて「支配」を具体的に定義付けることは困難である。MLETRに おいても「支配」概念の定義は置かれておらず、法律上の定義を置かなくても特段 の支障はないものと考えられる。(札幌弁)
- 我が国の民事法体系は、電磁的記録を「占有」の対象にすることを想定していないため、「電磁的記録の所持」概念を企図する場合、「占有」とは別概念を創設する必要性が高い。加えて、本改正の対象たる海商法分野ではMLETRとの調和が国際的に求められていることから、電子船荷証券記録に対する"possession"に相当するものとして、「支配」の概念を創設すること自体には賛成である。他方、MLETRにおいて、"control(「支配」)"は"possession"の事実("fact")に対応する概念として提示されたものであるところ、英米法と大陸法の間での"possession"概念の法的位置づけに根本的対立があることを背景に、MLETRではそれ以上中身に立ち入ることなく、「支配」の具体的定義を各国の実体法に委ねている。したがって、日本法上、「支配」につき定義を定めないこともMLETR上許容され、そのようにしても、本改正がMLETRと整合しないものと国際的にみられる可能性は低い。(日弁連)

- 甲案の「利用することができる状態」という表現は、必ずしも一義的に明確とはいえず、単なる事実的利益の享受や電子船荷証券記録に対する権利を有する状態とも受け取られ得る。そうすると、「利用することができる状態」という表現は、立法において想定されていると思われる、有体物に対する「占有」における「所持」の側面、すなわち事実的支配の対応概念であるという整理のとおり理解されないおそれがある。また、仮に「支配」を「利用することができる状態」と定義した場合に、「利用することができる状態」という表現が多義性を有することからすれば、「利用」という概念の外延をさらに定義することが必要になり、電子船荷証券記録の枠組みを構成する概念構造がいたずらに複雑化するおそれを否定できない。(日弁連)
- 法律上定義を設けない乙案を支持する立場からは、「排他的」という要件を加える か否かは問題とならないが、仮に甲案のように定義を設ける場合は、「排他的」とい う語は付加すべきでないと考える。なぜならば、「支配」を「排他的利用」と置き換 えた場合、「支配」が占有における所持、すなわち事実的支配の対応概念であるとい う定義上の力点がぼやけてしまい、例えば「支配」の主体となり得るのは直接支配 している一人に限られるといった誤解をも生みかねないからである。そうすると、 必ずしも甲案に従って「支配」を定義したからと言って、電子船荷証券記録に係る 法的構造が理解しやすくなるわけではなく、むしろ上記のような弊害を伴うおそれ が否めない。他方で、本改正がMLETRに準拠していることは明らかであるから、 電子船荷証券記録の「支配」が、占有における所持、すなわち事実的支配の対応概 念であると解釈することにさしたる困難はない。そもそも、民法における有体物の 「占有」についても、「所持」は定義されずにいるところ、「支配」についても電子 船荷証券記録に対する事実的支配を指す言葉であることは、一般人の語感に照らし て自然に理解できるものといえるから、本改正において法律をもって「支配」の定 義を設ける必要性は高いとはいえない。したがって、定義することには弊害が大き い一方、端的に「支配」概念のみを用いることとし、その中身は解釈に任せても弊 害は少ないといえることから、乙案が相当である。(日弁連)
- 定義を設ける必要はそもそもない。定義があろうがなかろうが、実際の電子B/L ―それは、一定の電子B/Lのシステムの中で当該システムに係る技術的仕様及び規約を前提として存在する。――においては、紙の所持人に相当する者は必ず存在し、その者が「支配」をする者になるにすぎない。電子B/Lは基本的に紙の船荷証券における法律関係を何らかの形で再現しようとするものだからである。そして、その者が有する権利義務は一義的にはむしろ当該技術的仕様及び規約の制約を受けている。甲案のごとき観念的抽象的定義を設ければ、かえって、当該システムにおける上記の所持人に相当する者(支配する者)の権利義務が甲案の定義に合致するかどうかという無意味かつ有害な議論を惹起するだけである。別言すると、「支配」概念を創設する意味は、実質的には「支配する者」(支配者)の概念を創設する点にあり、かつ、それは電子B/Lにおいても紙の所持人に相当する者が観念されるべしということでしかなく、それで十分である。(船主協会)

【その他の意見】

- 乙案について、「電子船荷証券記録の支配」の意義が一義的に明らかにならないと、 執行手続に支障が生じ得るとの意見があった。(最高裁)
- 他の船積書類とは別に電子船荷証券記録は輸入者に移転するため、銀行が船積書類を受領してから手形決済・引受までの間、支配することができない。そのため、電子船荷証券記録の支配が輸入者に移転するタイミングを、手形決済された時を条件とするのか等、検討が必要と思われる。(全銀協)
 - ・ 銀行は書類到着から決済/引受までの間、基本約定書において、船荷証券は都 度の担保差入手続なしに担保として銀行の所有に属するとされ、法定手続によ らず、担保処分・充当が可能。電子船荷証券記録の場合、銀行が所有すること ができないため。
- 「支配」の概念は、船荷証券でいうところの「所持」にあたるものと理解するが、「利用」という語は、一般的な響きとしてより広い感覚(例えば複製なども含まれるようなイメージ)を受ける。「電子船荷証券記録の支配」については「当該電子船荷証券記録を排他的に保持、移転できる状態であり、複製・変更・消去することを含まない」といったようにより限定的に定義することも考えられるのではないか。(個人)
- (2)「電子船荷証券記録の発行」の定義について及び(3)「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義について

【賛成】札幌弁

○ 注1について、MLETRは、「支配」概念に排他性を含まずに、電子的移転可能 記録について「ある者によるその電子的移転可能記録への排他的な支配が確立され ていること」を要求しており(第11条第1項(a))、かかるMLETRの規定との 整合性を勘案すると、(1)で乙案を採る場合には、「電子船荷証券記録の発行」及び「電 子船荷証券記録の支配の移転」の定義中で排他性を規律するのが適当である。

【条件付賛成】日弁連

- 〔排他的に〕という文言の追加には賛成しない。ただし、追加に賛成する意見も ある。
 - 「支配」は、電磁的記録である電子船荷証券記録における事実的支配であって、 占有における所持の対応概念であるところ、改正提案は、これを発行する局面、 移転する局面につき、それぞれ誤解を生むことなく適切に表現したものといえる。
 - もっとも、排他的という要件を加えた場合、「支配」が占有における所持、すなわち事実的支配の対応概念であるという側面がわかりにくくなり、例えば「支配」の主体となり得るのは一人だけであるという誤解をも生みかねない。

【その他の意見】

○ 運送人から荷送人への電子船荷証券記録の発行が、運送人から荷送人への紙の船 荷証券の交付に対応することや、電子船荷証券記録の支配の移転が、荷送人から荷 受人への電子船荷証券記録の交付や電子裏書譲渡を包含する概念であることなど について、一般の荷主が、現在の条文案から理解することは困難を伴い、この点配 慮を求めたい。(日本貿易会)

第3 電子船荷証券記録の技術的要件

1 電子船荷証券記録の定義及び信頼性の要件以外の技術的要件電子船荷証券記録については、次のように定義及び技術的要件(信頼性の要件を除く。)を定める。

「電子船荷証券記録」とは、商法第●条(注:前記第2の1の規定)の規定により発行される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理に供されるものをいう。)であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 電子船荷証券記録上の権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの
- 二 電子船荷証券記録の支配をすることができるものであって、その支配をする者を特定することができるもの(注)
- 三 商法第●条(注:前記第2の3(3)の規定)に規定する電子船荷証券記録の 支配の移転をすることができるもの
- 四 通信、保存及び表示の通常の過程において生ずる変更を除き、電子船荷証 券記録に記録された情報を保存することができるもの
- (注) 前記第2の3(1)において甲案をとる場合には、「商法第●条に規定する電子船荷証券 記録の支配を(略)」と規律することとなる。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ まず、将来の技術の進展や実務運用の変動の可能性を考慮すると、電子船荷証券 記録の対象を特定の記録媒体に限定するような規律は適当ではなく、技術的中立性 の観点から提案のとおり一般的な要件で電子船荷証券記録の媒体である「電磁的記 録」を定義すべきである。また、船荷証券の性質上、国際的な利用が想定されるも のであることや、分散型台帳技術の利用などにより「記録機関」が存在しない事例 が登場する可能性もあることから、認証・登録等のライセンスを求めるなど、電子 船荷証券記録の記録機関となる主体を限定することは避けるべきである。その上で、 電子船荷証券記録の一般的な合理性・信頼性を確保し、かつ、MLETRとの整合 性を満たすようにするため、電子船荷証券記録として必要低限、備えるべき性質と して一〜四の要件を定めることに賛成する。(日弁連)

【反対】TBK

○ 現在国会審議中の英国法案では、電子B/Lについても紙の船荷証券と同様に、物理的な「占有」を認めているが、今回の中間試案では電子船荷証券記録については物理的な「占有」を認めず、「支配」という概念を新たに創設するとされている。デジタル化でグローバルかつ革新的取組を目指すのであれば、英国と同様の方針を採用し、細目もできるだけ簡潔なものとし、アジア各国の先導となるべきではないか。

【その他の意見】

- 技術的要件等に関し、国の認証を受けた機関による関与を強制する等の閉鎖的な 施策は避け、できる限りオープンな内容でお願いしたい。(TBK)
- システムの提供者の概念を導入することを含め、表現及び規律の形式はさらに検 討すべきである。(船主協会)
 - ・ 「電子的船荷証券記録」の定義(それが満たすべき特徴の列挙を通じた定義)の中で全て「電子的船荷証券記録」の語が登場するのは、論理的には、用語の定義をするのに定義対象語をもって定義する循環論法のように読める。このような不自然な定義になっているのは、電子B/Lが、一定のシステムの中で当該システムに係る技術的仕様を前提に存在することを看過しているためではないかと思われる。表現の最後が「されたもの」「できるもの」で終わっているが、「された」「できる」かどうかを決定づけるのは少なくとも一義的にはシステムである。
 - ・ 中間試案補足説明25頁では、①実際には、これらの基本的な性質の多くは、システムとして実装することが検討されるのであろうが、電子船荷証券記録が備えるべき性質と位置付けることも可能であるように思われる、②特定のシステムプロバイダーが提供するシステムによって作成された電子船荷証券記録であることを法律上の要件とすることは想定していない等と述べるが、①は、概念的にはシステムの性質である内容を当該システムの上に存在する電子船荷証券記録の性質と言い換えてもよかろうというにすぎず(そのこと自体に異論はない。)、②は、法律上の要件としては想定しないにせよ、実際問題として一定の技術的仕様をもったシステムなしに電子船荷証券記録が存在するとは思えないということを看過している。
 - ・ なお、現在既にある電子B/Lを規約型の電子船荷証券と呼称していること(中間試案補足説明3頁参照)からは、システムプロバイダーが実質的に策定する規約に参加者が合意した上で利用するという契約的取極に依拠する形で利用されるとの観点に目がいきがちであるところ、これは、電子B/L立法がされれば必然ではない。
 - ・ 後記2の信頼性の要件に関する丙案(注)の五でも「システムに対する監査」 という表現により明文でシステムにつき言及している。
- 中間試案補足説明26~27頁は、「技術的要件~に関して、何らかのセーフティーネットとしての規定(例えば、電子船荷証券記録の利用に係る当事者がその運送契約や規約の中で一定の合意をした場合には、当該当事者間の関係では技術的要件

の充足を推認する旨の規定など)を設けることは考え得る」云々と述べているが、この点は、逆に言えば、当事者間において合意しても推定(中間試案補足説明では「推認」と記載されているがその趣旨は推定に近いと考えられる。)でしかなく覆し得ることが論理的前提になってしまうと思われるが、当事者間においては、当該合意は技術的要件の充足のみならずそもそも当該電子B/Lが電子B/Lではないことを否定しない旨の拘束力ある合意であるはずであって、却って適切ではないように思われる。(船主協会)

○ 第4号の末尾に「情報の保存には、違法に複製、改ざん、移転、消去、復元されることを防止するための適切な安全性が確保されることを含む。」という記載を加えることも考えられるのではないか。(個人)

2 技術的要件としての信頼性の要件

電子船荷証券記録の技術的要件としての信頼性の要件については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

電子船荷証券記録に関して、一般的な信頼性の要件を明示的に定めることはしない。

【乙案】

電子船荷証券記録の技術的要件として、一般的な信頼性の要件をその有効要件として明示的に定める(注)。

(注) 例えば、以下のような規定を設けることが考えられる。

電子船荷証券記録の発行、電子船荷証券記録の支配の移転、電子船荷証券記録に対する電子裏書、第●条、第●条及び第●条(注:前記第2の1第2項、前記第2の2第2項、後記第4の2の甲案及び乙案の第1項、後記第6の2(6)等)に定める電子船荷証券記録の消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置、第●条(注:後記第6の2(15))に定める電子船荷証券記録に記載された事項の提示は、信頼性のある手法が用いられなければならない。

【丙案】

電子船荷証券記録の技術的要件として、一般的な信頼性の要件をその有効要件として定めることはしないが、一般的な信頼性の要件について、例えば、次のような規定を設ける。

電子船荷証券記録を発行する者、電子船荷証券記録に記録する者、電子船荷証券記録の支配を移転する者その他電子船荷証券記録に関する行為をする者は、〔法務省令で定める事項(注)を考慮し、〕信頼性のある手法を用い〔るように努め〕なければならない。

(注) 法務省令を定める場合には、次のような内容を規定することを想定している。 商法第●条に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ー 電子船荷証券記録の利用に関する全ての規程の有無及び内容
- 二 電子船荷証券記録に記録された情報の完全性を確保するための方法
- 三 電子船荷証券記録への権限のない利用及び接続を防止するための方法

- 四 電子船荷証券記録に用いられるハードウェア及びソフトウェアの安全性
- 五 電子船荷証券記録に関するシステムの提供者から独立した機関による電子船荷証券 記録に関するシステムに対する監査の有無、範囲及び定期性
- 六 監督機関又は規制当局によってなされる電子船荷証券記録の信頼性に対する評価の 有無及び内容
- 七 電子船荷証券記録に関連する業界の標準的な取扱い

【乙案に賛成】日本貿易会

○ 中間試案補足説明では、一般的な信頼性を、その有効要件として明示的に定めることについて、システム上の些細な問題点を巡って後に争いが生じるおそれや、電子船荷証券記録のシステムを提供しようとする事業者に一定の困難を強いる面がある点を指摘しているが、国際貿易取引において極めて重要な役割を果たす船荷証券と同等の価値を有することとなる電子船荷証券記録を取り扱うシステムの提供に際し、事業者には極めて慎重な対応を求めるべきであるし、利用者である荷主にとっても、一定の信頼性が確保されていなければ、電子船荷証券記録システムを積極的に利用しようとは考えないと思われる。

【丙案に賛成】全銀協

○ 電子船荷証券記録の技術的要件としての信頼性について、一定の要件を確保することは、当該記録の利用促進には必要と考えるが、今後の技術の進展や諸外国の立法の状況などを考慮した場合、逐一明示的に定めることは困難と考える。したがって、いっさい明示的に定めない甲案や逐一有効要件を明示的に定める乙案によらず、有効要件は定めないが、一般的な信頼性の要件を法務省令で例示した上で訓示規定として定める丙案がよいと考える。

【丙案に一部賛成】札幌弁、日弁連、船主協会

- 丙案に賛成であるが、「〔法務省令で定める事項(注)を考慮し、〕」は残し、「〔るように努め〕」は削除すべきである。(札幌弁)
 - ・ MLETRで信頼性の要件が明示的に求められることとの整合性から法令中に 一般的な信用性の要件を設けることが適当と考えられる一方、一般的な信頼性 の要件を有効要件とした場合、当該要件の充足に関して無用な紛争を生ずる懸 念がある。
 - 信頼性を有効要件としないならば、努力義務であることを重ねて明示する必要はない。
- 丙案に賛成であるが、〔るように努め〕は削除するべきである。(日弁連)
 - 乙案については、一般的な信頼性を電子船荷証券記録の有効要件とすると、当事者間で一定の電磁的記録を電子船荷証券記録として利用することを合意しておきながら、後日、電磁的記録のシステムに「信頼性」が備わっていないことを理由に電子船荷証券記録の効力を否定することを認めることになる。そのため、不必要に電子船荷証券記録の法的安定性を弱めることとなり、かつ、不要

な紛争を招くことになりかねず妥当ではない。

- ・ 他方、甲案では、信頼性が求められることが条文に現れなくなり、信頼性の要件を明示的に求めるMLETRとの整合性に疑義が生じるおそれがある。そのため、条文上、信頼性の必要性に言及しつつ、有効要件とまでは位置づけない折衷的な丙案が妥当であると考える。
- ・ この点、信頼性のある手法を用いる(努力)義務に違反した場合の効果が不明確であることが丙案の難点ではあるが、各要件の解釈指針の規定と位置づけることも可能であり、相対的に甲案・乙案よりも妥当な提案であると考える。
- ・ また、丙案につき、規定の例が示されているが、信頼性を有効要件としないならば、努力義務であることを重ねて明示する必要はなく、〔るように努め〕は削除すべきと考える。
- 丙案に賛成であるが、1つ目の〔〕(法務省令云々)は削り、2つめの〔〕(努め云々)は残すべきである。ただし、この義務は、実質的には、電子B/Lのシステム参加者である発行者や支配者の義務というよりシステムの提供者の義務であるから、その点を勘案して表現及び規律の形式はさらに検討すべきである。(船主協会)
 - ・ 甲案のとおり全く何も規定をおかないことは、国際的な調和の観点から問題があり、乙案のとおり明確に有効要件とすることは、その要件充足を巡り有効無効の争いが生じる可能性がある。
 - ・ 丙案のような規定は、実質的には訓示規定であり異例ではあるが、甲乙両案の 問題性に鑑みればやむを得ないと考える。
 - ・ 他方、信頼性の要件を要求するのは、上記のようないわば消極的な理由による 以上、法務省令で細かく定めることは適切ではなく、また実質的には訓示であ ることを明確にする意味でも、努める云々は明記されるべきである。
 - ・ 更に、電子B/Lが、一定の電子B/Lのシステムの中で当該システムに係る技術的仕様を前提に存在することに鑑みれば、丙案が想定する義務は、実質的には、電子B/Lのシステム参加者である発行者や支配者の義務というよりシステムの提供者の義務であるから、その点を勘案して表現及び規律の形式はさらに検討すべきである。

3 電子船荷証券記録の発行の技術的要件

前記第2の3(2)の「電子船荷証券記録の発行」の定義を前提として、電子船荷証券記録の発行の技術的要件について、次のように定める。

「電子船荷証券記録の発行」とは、法務省令で定める方法(注)により、電子 船荷証券記録を作成し、当該電子船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に〔排 他的に〕属することとなる措置をいう。

- (注) 法務省令として、次のような内容を規定することを想定している。ただし、「電子署名」 に関しては、これを要件としないことや、電子署名を行った者の識別可能性とその者の意思 を示すために信頼できる手法が用いられていることのみを定めることも考えられる。
 - 1 商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること
- 二 電子船荷証券記録を発行する者が電子署名をするものであること
- 2 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電子船荷証券記録に記録された情報について 行われる措置であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
 - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

【賛成】札幌弁、日弁連

- 「電子署名」は要件とした上で、注2のとおり、電子署名及び認証業務に関する 法律第2条の規定に倣った規定とすべきである。(札幌弁)
- 将来の技術の進展や実務運用の変動の可能性も考慮して、柔軟に対応できるよう、電子船荷証券記録の発行の具体的な方法について法務省令に委任することに賛成する。また、法的安定性・明確性を高める観点からは、他の法令の概念と平仄をとって規律を定めることが望ましく、商法第571条第2項が定める「電磁的方法」や電子署名及び認証業務に関する法律第2条に定める「電子署名」に倣った概念により規定を設けることが妥当であると考える。なお、電子船荷証券記録の「発行者」が発行を行う意思を有していることを明確にする観点や、発行者がペーパーカンパニーである場合に代表者の署名が実質的な帰属主体の手懸かりとなる観点などから、発行者による電子署名を要件とすべきと考えるが、その場合の電子署名は緩やかな要件により認められるべきであり、認定認証事業者からの認証などの要式を求めるべきではない。(日弁連)

【一部賛成】船主協会

- 定義全般には賛成し、かつ本文の〔 〕(排他的に云々)を残すことにも異議はないが、電子署名の要件を付することには反対である。
 - ・ 中間試案補足説明30~32頁には、電子署名を求める理由及びその意義に関する解釈が縷々記載されているが、仔細に検討すると、それを必要とする積極的・理論的理由は、実は紙の船荷証券において署名又は記名押印が求められることとの「平仄」という点しかない。
 - ・ MLETRも英国立法案も電子B/Lに電子署名を積極的に求めてはおらず、我が国が加入する国際条約も明示的には求めていない。そもそも、紙の船荷証券でそれが求められる理由あるいは機能は、実務的見地からは、その原本性を明確にする(原本と写の差異を明らかにする)にあるが、電子B/Lの場合、その要件として原本がどれであるか明らかとなることは別途要求されており(第3の1の第1号)、それ以上に、いかなる要件とするにせよ、紙の船荷証券における署名又は記名押印と同等の措置を要求する論理的必然性はない。
 - 中間試案補足説明31頁は、不要案への反論のなかで「なりすましなどを防止」

する観点」に言及するが、「なりすまし」即ち悪意ある他人によるある者の名義での発行等を防止する措置が電子B/Lにおいてとられるべきことは、むしろ電子B/Lのセキュリティの問題として、別言すれば信頼性の要件の中で求めるべきことである。ちなみに、紙の船荷証券の場合でも、「なりすまし」は、署名との関係では署名の形を偽造(模倣)すればある意味では困難でなく(日本国内の契約実務におけるごとき偽造されにくい精巧な実印使用及び印鑑証明といった実務はない)、それを防止する措置は、むしろ、紙の船荷証券用紙それ自体や紙の船荷証券に書かれた運送契約情報の適正な管理によってなされるのであり、電子B/Lでもそれは同様である。

・ 以上を要すれば、電子署名を要求する論理的必然性はない反面、電子B/L技術として今後どのようなものが用いられるようになるかも不明であり、技術的中立性を謳う以上、電子署名という一定の措置をあえて要求することは、その要件を緩やかに設定するにしても理念的に必ずしも適切ではないのではなかろうか。また、信頼性の要件と同じく、当該署名が電子署名の要件を満たすかどうかに起因する争いを惹起する可能性も否定できない。

【その他の意見】

○ (注) に「電子署名を行った者の識別可能性とその者の意思を示すために信頼できる手法が用いられている」とあるように、電子署名を行う者のなりすまし防止や信頼性が確認できる方法を用いることを規定することが望ましい。(全銀協)

4 電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件

前記第2の3(3)の「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義を前提として、電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件について、次のように定める。

「電子船荷証券記録の支配の移転」とは、法務省令で定める方法(注)により、電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が〔移転/排他的に属〕した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うものをいう。

(注) 法務省令として、次のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 発行の技術的要件と同様、将来の技術の進展や実務運用の変動の可能性も考慮して、柔軟に対応できるよう、電子船荷証券記録の移転の具体的な方法について法務省令に委任することに賛成する。(日弁連)

第4 電子船荷証券記録と船荷証券の転換

- 1 船荷証券から電子船荷証券記録への転換
 - ① 船荷証券が交付された場合には、当該船荷証券を交付した運送人又は船長は、当該船荷証券の所持人(注1)の承諾を得て、当該船荷証券(数通の船荷証券が交付された場合にあっては、その全部)と引換えに、電子船荷証券記録を発行することができる。この場合において、当該電子船荷証券記録には、一定の事項(注2)が記録されなければならない。
 - ② 前項の規定により電子船荷証券記録が発行された場合における商法第● 条第●項(注:後記第6の2の(10)の第1項の規定)の規定の適用については、 当該電子船荷証券記録を支配する者は、当該電子船荷証券記録の発行を受け た者が電子裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみな す。
 - (注1)「当該船荷証券の所持人」の後に括弧書きを設けて一定の限定をすることが考えられるところ、括弧書きの内容については、次のいずれかの案によるものとする。
 - 【A案】当該船荷証券上の権利を適法に有する者に限る。
 - 【B案】当該船荷証券が、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができるものである場合にあっては、裏書の連続によりその権利を証明した者(裏書がされる前であるときは、荷送人)に限る。
 - (注2) 一定の事項については、次のいずれかの案によるものとする。
 - 【A案】次の①から④までの事項の全部又は一部とする(一部とする場合には、例えば、①のみとする、①及び②とする、①及び④とするといったように、複数の考え方がある。)。
 - ① 商法第758条第1項各号に掲げる事項(同項第11号に掲げる事項を除 く。)に関して当該船荷証券の記載と同一の内容
 - ② 当該船荷証券に代えて発行されたものであること
 - ③ 当該船荷証券に代えて当該電子船荷証券記録の発行を受けた者の氏名又は名 称
 - ④ 当該船荷証券が記名式であって裏書を禁止する旨の記載がある場合において は電子裏書を禁止すること

【B案】単に「当該船荷証券の記載と同一の内容」とする。

第4の1全体について

【賛成】札幌弁

【条件付替成】日弁連

○ 現実にも紙の船荷証券と電子船荷証券記録との間で媒体の変換を行う必要が生じる可能性があること及び国際動向を踏まえると、転換に関する規律を設けるべきであり、また、船荷証券の所持人の意に反する転換が行われることのないよう当該所持人の承諾を要すること、電子船荷証券記録の発行時との平仄を考慮し、運送人又

は船長に転換に応じる義務を負わせないこと、転換後に転換前の紙の船荷証券が流通することを避けるため、紙の船荷証券(数通の船荷証券が交付された場合にあっては、その全部)と引換えとすること、転換に際して新たに発行される電子的船荷証券記録は、転換前の紙の船荷証券を実質的に引き継ぐものであることを明確に一定の事項が記録されるべきことは、いずれも妥当であり、第1項の規定は妥当であると考える。

○ 転換前の船荷証券が指図証券である場合における裏書については、転換後の電子船荷証券記録への記録を求めないものとされていることとの関係で、転換後の電子船荷証券記録からは転換前の当該船荷証券の裏書の連続を確認することができず、その結果、電子船荷証券記録について民法第520条の4に相当する規定を設ける場合の適用関係が不明瞭となることを避けるため、転換後の電子裏書の連続性のみを立証すれば、当該規定を適用して権利推定効を付与することができることとした第2項の規律は妥当であると考える。ただし、注2のA案③を記録事項としない場合には、第2項の規律によってもなお転換後の電子裏書の連続性の判断に困難が生じ得ることも想定され、注2のA案③を記録事項としない場合には、第2項の内容も再度検討すべきである。

【その他の意見】

○ 流通途中での紙から電子への転換は、現在の規約型電子B/Lでは想定されておらず、運送人がこれに合意することはまずない(船荷証券所持人から要求があっても応じない)が、将来、両者合意でこれを行うこととなる理論的可能性は排除できないから、あえて当該転換に関する規定を反対するものではない。(船主協会)

(注1) について

【A案に賛成】日本貿易会

○ 転換請求権者に関するB案について主旨は理解するものの、一般の荷主には難解 な規定であり、単なる所持人ではないとするA案の規定する内容で十分であると考えられる。

【B案に賛成】札幌弁、日弁連、船主協会

- A案では、船荷証券の所持人に対して、船荷証券上の権利を適法に有することの 証明を求めることとなるが、運送人等の側からすると、船荷証券の所持人にかかる 証明を求めることなく安易に転換を認め、その結果実際には船荷証券上の権利を適 法に有しなかった者に電子船荷証券記録が発行された場合には、運送人等に責任が 生じることになりかねず、運送人等に過度の負担を負わせることとなる懸念があり、 また、運送人等としてはかかる責任の負担を懸念して実務上も転換を認めないとい うことにもなりかねないため、妥当ではない。(日弁連)
- B案は、転換が媒体の変更にすぎないという点に着目し、船荷証券の所持人であれば転換を受ける地位を有するのが相当であるが、第2項により、転換後には転換

前の船荷証券の裏書の連続が問題とされなくなることから、転換前の船荷証券が指図証券型である場合には裏書の連続によりその権利を証明した者でなければ転換を受けることができない(ただし、転換前の船荷証券が指図証券型である場合において、裏書がされる前であるときは、荷送人も転換を受けることができる。)とするものであり、基本的に権利推定効の及ぶ船荷証券の所持人が転換を受ける地位にあるとすることにより、転換に関して、運送人等に過度な負担を負わせないという点で相当である。(日弁連)

- 紙⇔電子の媒体の転換は、概念的には権利関係に影響を与えないとしても、実質的には権利者(所持人・支配者)側、義務者(運送人)側双方にとりその利用方法等に大きな影響を与えるものであるから、転換を要請する所持人・支配者(彼らは、条文上は転換の合意権者であるが、運送人側からあえて途中で媒体の変更を要請する理由などないから、実質は所持人・支配者側の要請に対し運送人が応じるか否かという形で状況が出来する。)は、転換前媒体の単なる所持人・支配者であるだけで可とするのは不適切である。教室設例的に言えば、拾った者が媒体を変更しその後に真権利者からの請求に応じて返還・支配移転をした場合(善意取得成立せず)の真権利者の困惑を想定すればこの点は明白である。問題は、文字どおりの真権利者であるべきか否かであるが、仮に権利者であることをストレートに要件とすると(A案)、運送人にはその点は当然には分からない(立証の有無を運送人のリスクで判断させられる)という困難に直面する。元々B/Lについてはその類型に応じて裏書の連続や所持・支配それ自体で権利推定が働くことにより流通性の確保が図られているのだから、転換の場面でも同様であるべきである。B案はそのような意味で妥当である。(船主協会)
- 裏書前の段階では荷送人とする点は、特に記名式B/Lの場合に最初の権利者が 荷送人か荷受人かという議論とは別に、最初の段階では荷送人が適法な所持人であ ることは間違いないから、当該荷送人も要請する当事者たり得るとしているのも正 当である。(船主協会)

(注2) について

【A案に一部賛成】日本貿易会、札幌弁

- A案を支持するものの、③転換を受けた者の氏名・名称が記載されることについては、商売上不都合が生じる可能性があり、記載事項から③の内容を除外することが望ましいと考えられる。(日本貿易会)
- A案を採用した上で、①及び④とすべきである。(札幌弁)
 - ・ 法定記録事項を増やすことや「当該船荷証券の記載と同一の内容」として解釈に委ねることは、記載事項の不備を理由とする転換の効力の否定につながるおそれがあることから、転換前の船荷証券と転換後の電子船荷証券記録がいずれも同一の権利を表章するものであることを確保するために必要最小限の事項を明示することが適当と考えられる。

【B案に賛成】船主協会

○ もともと、この論点は、MLETR第17条第2項及び第18条第2項並びに Rotterdam Rules 第10条第1項(b)号及び第2項(a)に相当する上記②の記載を求めるべきかという問題に端を発している。しかし、②の記載(転換の事実だけの記載)は、誰が所持人又は支配者の時に転換がされたのかの記載(③の記載)と合わせて記載されない限り、転換前の段階で裏書又は電子裏書の連続があったことが転換後の証券又は記録上明らかにならないから、転換前後の全体で連続があったかもわからず、実はあまり意味がない要求である。MLETRやRotterdam Rules には言及があるからといって②のみを求めるのは、適切でない。かといって、②に加えて③の記載も要求するのは、上記2つでも要求されておらず過大な要求である。また、現に流通している規約型電子B/Lの転換例(電子→紙)でも、②③の記載は特にないものがあり、それによる不都合も特に報告されていない。したがって、②③を求めるのは適切とは言い難いが、残る①④のみを求めるのであれば、それは結局、転換前と同一の内容を求めることと実質同一であり、B案に帰する。

【その他の意見】

○ A案は、①ないし④の全部又は一部について転換後の電子船荷証券記録の記録事項として法文上明記するものであり、B案は、転換後の電子船荷証券記録の記録事項を、当該船荷証券の記載と「同一の内容」とするものであり、「同一の内容」については、解釈に委ねるものであるが、いずれの案に立つべきか、また、仮に、A案に立つ場合に、①ないし④のいずれを転換後の電子船荷証券記録の記録事項とすべきかについては、記録事項として明記する必要性及び法定記録事項を増やすことでかえって転換の効力を否定することに繋がるのではないかという懸念等も考慮してさらに検討をすべきである。(日弁連)

2 電子船荷証券記録から船荷証券への転換

電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換の場面の規律については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

- ① 電子船荷証券記録が発行された場合には、当該電子船荷証券記録を発行した 運送人又は船長は、当該電子船荷証券記録を支配する者(注1)の承諾を得て、 当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の 利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに、船荷証 券の一通又は数通を交付することができる。この場合において、当該船荷証券 には、一定の事項(注2)が記載されなければならない。
- ② 前項の規定により船荷証券が交付された場合における民法第520条の4 の規定の適用については、当該船荷証券の所持人は、当該船荷証券の交付を受けた者が裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす。
 - (注1)「当該電子船荷証券記録を支配する者」の後に括弧書きを設けて一定の限定をする ことが考えられるところ、括弧書きの内容については、次のいずれかの案によるものと

する。

- 【A案】当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。
- 【B案】指図式の電子船荷証券記録が発行された場合にあっては、電子裏書の連続によりその権利を証明した者(電子裏書がされる前であるときは、荷送人)に限る。
- (注2) 一定の事項については、次のいずれかの案によるものとする。
 - 【A案】次の①から④までの事項の全部又は一部とする(一部とする場合には、例えば、①のみとする、①及び②とする、①及び④とするといったように、複数の考え方がある。)。
 - ① 商法第758条第1項各号に掲げる事項(同項第11号に掲げる事項を除 く。)に関して当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容
 - ② 当該電子船荷証券記録に代えて発行されたものであること

 - ④ 当該電子船荷証券記録が商法第●条第●項(注:後記5の第3項の規定)の 電子船荷証券記録である場合においては裏書を禁止すること
 - 【B案】単に「当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容」とする。

【乙案】

- ① 電子船荷証券記録を支配する者(注1)は、当該電子船荷証券記録を発行した運送人又は船長に対し、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船荷証券の一通又は数通を交付することを請求することができる。この場合において、当該船荷証券には、一定の事項(注2)が記載されなければならない。
- ② 前項の規定により船荷証券が交付された場合における民法第520条の4 の規定の適用については、当該船荷証券の所持人は、当該船荷証券の交付を受けた者が裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす。
 - (注1) 甲案の注1と同じ。
 - (注2) 甲案の注2と同じ。

【甲案に賛成】札幌弁、日弁連、船主協会

- 甲案に賛成する。注1及び注2については上記2の注1及び注2の意見と同様である。(札幌弁)(日弁連)
 - ・ 乙案は、電子船荷証券記録を支配する者に対して運送人等に対する転換請求権を認め、運送人等の転換義務を認める考え方であるが、ロッテルダム・ルールズとの平仄の点、電子的船荷証券に係るシステムの利用規約に沿った運用が行われる場合はそれを尊重すべきこと、仮に、乙案を採用する場合には、運送人等は船荷証券を交付する義務を負うことになることとの関係で、転換に係る費用負担や船荷証券を転換請求者に交付するまでの危険負担等に関する対応の問題も生じ得るので、甲案による方がより簡明な規律になり得ること、MLETRにおいても転換義務までは認めていないこととの平仄からすると、甲案が妥

- 当であると考える。(日弁連)
- 乙案の立場からは、国際海上物品運送の実務においては、紙の船荷証券が求め られる可能性があることを否定することができず、そのような場合に電子船荷 証券記録を支配する者に紙の船荷証券への転換請求権が認められないというこ ととなれば、かえって電子船荷証券記録の利用が妨げられるおそれがあるとさ れる。しかし、例えば、現行法の下でも船荷証券の発行後、船荷証券の所持人 は、処分権(運送の中止、運送品の返還その他の処分を指図できる権利)の行 使として陸揚港の変更を求めることができるところ、陸揚港の変更に伴う船荷 証券の再発行も解釈上処分権行使の一環として捉えることも可能であり、かか る再発行の請求について実務上運送人等の側でも請求に沿った対応しているも のと思われる。そうであれば、電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換に ついても、解釈上処分権行使の一環として捉えることも可能であり、そのよう な解釈が一定の説得力をもって存在し得るのであれば、かかる転換の請求につ いても、運送人等は、当該請求を拒絶することにより当該解釈を前提とした責 任追及を受けるリスクを回避するために、実務上当該請求に沿った対応をする ことになると考えられる。そうすると、かかる転換について転換請求権(転換 義務)まで認めなくとも、電子船荷証券記録の利用が妨げられることにはなら ないと考えられる。(日弁連)
- ・ 仮に、運送人等が不合理に紙の船荷証券への転換を拒むのであれば、商慣習や 信義則等により、運送人等に債務不履行責任や不法行為責任が認められること もあり得るところであり、転換請求権(転換義務)まで認めなくとも、紙の船 荷証券が求められる場合の対応は十分に可能であると思われる。(日弁連)
- 甲案は電子船荷証券記録の支配者に対し転換請求権を認めない案、乙案は認める案であるが、認めるべきではない。その理由についての中間試案補足説明40頁における甲案の理由①~⑤及びなお書き記載にはいずれも賛成であるが、理論的により重要な点は②(「荷送人の意向に沿って電子船荷証券記録が発行されたにもかかわらず、荷送人側の都合によって一方的に紙の船荷証券への転換請求権が認められるというのは、運送人にとって酷である場面も想定されるのではないか」)である。より一般的に言えば、これは媒体変更の意義に関する基本的考え方に関わる、優れて理念的な問題でもある。(船主協会)
- そもそも電子B/Lは、第2の1の意見で述べたとおり、法律上は証券の発行義務が運送人にあることから、条文上の体裁こそ運送人が荷送人の承諾を得れば紙に代えて電子を発行できるとの書き振りになっているが、実際には、あくまで両者の合意で――しかも現状はむしろ発行後B/Lを利用し流通させる荷主側のイニチアチブによるのが通例である。――発行されるのであり、にもかかわらず、途中で電子から紙に転換するというのは、端的に言えば荷主側の都合による事態であり、運送人にそれに当然に応じる義務を課すのは不合理である。(船主協会)
- 確かに、運送契約は一義的には運送人と荷送人との契約であり、運送契約の締結 段階即ち電子B/L発行段階では荷受人が未確定なことが通例であることからすれ ば、電子B/Lの採用は運送人と荷送人のみの合意により可能とせざるを得ず、(1)そ

の後荷受人が当初予定された者から変更となれば、変更後の荷受人は電子B/L未 対応ということはあり得るし、(2)また運送品処分権の行使(通常は荷受人の変更を 伴うであろう)による陸揚港(より正確には運送品の輸入地国・以下同じ)の変更 となれば、その港は電子B/L未対応ということもあり得る。しかし、電子B/Lの 利用即ち運送契約の締結は、それ自体として単独で存在するのではなく、貿易当事 者間の売買契約が論理的に先行し、あくまでその履行としてなされるものであって、 当該契約の当事者たる荷主側当事者双方(運送契約上は荷送人と荷受人予定者であ るが売買契約であれば売主と買主である)が、①貿易決済手続の簡略化合理化のた め電子B/Lを利用することに合意し、②陸揚港でも電子B/L利用に支障がないこ とを確認の上、運送人に対し電子B/Lの利用を求めたはずで、それに運送人が応じ たのである。上記(1)(2)の事態は、結局、①②の前提条件が荷主側都合で変わったこ とを意味する。にもかかわらず、運送人が、一方的に、その時点の支配者の請求に 応じる義務があるとするのは不合理である。多くの場合には、上記(1)(2)のような事 態が生じれば、運送人としても困るから、基本的には任意に(ただし必要に応じ手 数料等を徴収した上で)応じるであろうから、甲案が荷主側に多大の不都合をもた らすとも考え難い。(船主協会)

【乙案に賛成】日本貿易会

- 実務上の要請・商売上の都合により、電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換を必要とする場面は、本立法後も一定程度想定し得るためである。いわゆる洋上転売(書類売買、Documents売買)と呼ばれる商売の形態における場面を想定したとき、船積の時点で最終的な荷受人(買主)が必ずしも確定しているわけではなく、通常は指図式の船荷証券の使用が想定される。当初は電子船荷証券記録のある特定のプラットフォーム上で、電子船荷証券記録をもって運送品の売買や引渡しを完了させようと目論見、荷送人として電子船荷証券記録の発行を受けたが、商売上の都合によって最終的な転売先・荷受人が変更となり、そしてこの最終的な転売先・荷受人が当該電子船荷証券記録のプラットフォームに参加していない場合には、電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換の必要が生じる。
- もちろん、運送人に対して船荷証券の発行を求める時点で、荷送人としては紙の 船荷証券を発行してもらうのか、それとも電子船荷証券記録の発行を受けるのかに ついて、注意深く検討すべきではあるが、こうした商売の形態では、必ずしも荷送 人にその決定権がないことも多い。
- また、電子船荷証券記録は依然その普及の途上にあって、そのプラットフォームが次々に立ち上げられて乱立する様相を見せる中、すべての荷主がすべてのプラットフォームに参加している状況では全くない。これとは別に、国あるいは港によっては、現地の法律や税関当局の要求により、紙の船荷証券が求められるということが考えられる。荷揚港は船積の時点で既に決まっているので、これも予め荷主側でしっかりと調査した上で、紙と電子のどちらで発行してもらうかを決めることになるが、貿易の実務では現地のルールや運用が突然変更されることも珍しくない。

【その他の意見】

- 運送品処分権の一環として転換請求権が認められるか否かという議論もあるが、 少なくとも商法第580条に基づく運送品処分権は、時間的空間的に幅があり、荷 主側に契約当事者たる荷送人等と別に荷受人という関係者が存在するという運送 役務の性質に鑑み(さらに言えば運送契約は隔地者間売買取引の履行等のための契 約として存在することが多いという点に鑑み)歴史的に所定の条件の下で契約内容 の変更権が荷主側当事者に認められてきたものというべきであり、媒体の変更はそ れとは性質が異なるものと考える。(船主協会)
- 荷受人(輸入者)が電子船荷証券記録に対応していない場合、電子船荷証券記録から船荷証券への転換が必要になる。ただし、電子船荷証券記録で裏書されていた場合、裏書を再現することは技術的に難しいのではないか。(全銀協)

第5 電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式

- ① 指図式の電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書(電子船荷証券記録を支配する者が当該電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する場合において、法務省令で定める方法により(注)、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を当該電子船荷証券記録に記録することをいう。以下同じ。)をすることによって、その効力を生ずる。
 - (注) 法務省令として、以下のような内容を規定することを想定している。ただし、前記第 3の3の電子船荷証券記録の発行の技術的要件と同様に、「電子署名」に関しては、これを要件としないことや、電子署名を行った者の識別可能性とその者の意思を示すために信頼できる手法が用いられていることのみを定めることも考えられる。
 - 1 商法第●条第●項に規定する法務省令で定める方法は、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること
 - 二 商法第●条第●項に定める事項の記録をする者が電子署名をするものであること
 - 2 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電子船荷証券記録に記録された情報に ついて行われる措置であって、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
 - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるもの であること
- ② 前項の電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。)上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子船荷証券記録の支配の移転をすることによって、その効力を生ずる。

- ③ 記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、することができる。
- ④ 電子裏書は、単純であることを要し、電子裏書に付した条件は、これを記録 していないものとみなす。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、電子裏書は、電子船荷証券記録の支配の移転を 受ける者の氏名又は名称を記録しないで、又は単に当該電子船荷証券記録の支 配の移転をする者の氏名若しくは名称を記録することのみをもってすること ができる(以下「白地式電子裏書」という。)。
- ⑥ 白地式電子裏書がされたときは、電子船荷証券記録を支配する者は、次に各 号に掲げる行為をすることができる。
 - 一 自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称をもって白地を補 充すること
 - 二 白地式電子裏書により、又は他人の氏名若しくは名称を表示して更に電子 裏書をすること
 - 三 白地を補充せず、かつ、電子裏書をせずに電子船荷証券記録の支配を移転 することにより電子船荷証券記録上の権利を譲渡し、又はこれを目的とする 質権を設定すること
- ⑦ 電子船荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録せずにその支配をする者に運送品を引き渡すべき旨が付記された電子裏書は、白地式電子裏書と同一の効力を有する。

【賛成】札幌弁、日弁連

- 賛成する。なお、「電子署名」は要件とした上で、電子署名及び認証業務に関する 法律第2条の規定に倣った規定とすべきである。(札幌弁)
- 賛成する。電子署名を電子船荷証券記録の譲渡等の効力発生要件から除外することは、慎重に検討すべきである。(日弁連)
 - ・ 民法上の有価証券の4類型をできる限りそのまま維持する形で類型に関する規律を設けている点及び電子的移転可能記録についての実体を変更せずに移転可能な証書又は文書との機能的同等性を実現するというMLETRの基本的な発想に親和的である点において妥当である。
 - ・ ただし、①紙の船荷証券との機能的同等性の観点から、商法第758条第1項 が紙の船荷証券においては署名を要求している以上、電子船荷証券記録におい てもその要件を維持するのが理論的に一貫すること、また、②船荷証券上の相 手方当事者が海外籍のペーパーカンパニーとなる場合があり、そのような場合 には、電子署名が、相手方当事者たる法人の実体把握及び署名者の本人確認の ための実質的な唯一の手掛かりとなる事案が想定されるが、法人又は署名者の 不存在は契約の成立に影響を及ぼす要素であることから、取引安全の観点に鑑 み、電子署名自体を電子船荷証券記録の譲渡等の効力発生要件から除外するこ

とは、慎重に検討すべきと思料する。

【一部反対】日本貿易会、船主協会

- ③において、記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子船荷証券記録上の権利の譲渡について、債権の譲渡に関する方式に従って行うことができると規定しているが、電子船荷証券記録上の権利とは、運送契約上、引渡しがされるべき時及び場所において、特定の運送品の引渡しを請求する権利であって、手形に表章されるような金銭債権ではない。記名式かつ裏書禁止の電子船荷証券記録上の権利の譲渡とは、すなわち、荷受人の変更にほかならないのであるから、運送品処分権を行使すれば足り、改めてかかる規定を設ける必要はないのではないか。(日本貿易会)
- ④の記載内容は一般の荷主には理解しづらい規定ぶりであり配慮を求めたい。また、⑥について、手形法の規定ぶりを参照しているようだが、実務の中では船荷証券について、白地を補充するという慣行は存在しないと考えられ、こちらも一般の荷主には理解しづらい内容であり、配慮を求めたい。(日本貿易会)
- 電子裏書における電子署名については反対である(理由は前記第3の3と同様)。 (船主協会)

【その他の意見】

- 電子船荷証券記録においても船荷証券と同様に裏書により譲渡されることが規定 されている必要がある。無記名式船荷証券を電子船荷証券記録において認めるのか 明確にすることが必要ではないか。(全銀協)
- 輸入者が荷受人となる場合に、銀行に電子船荷証券記録の支配が移転する仕組み を検討する必要があると思われる。(全銀協)
 - 現行の実務において、輸入者が荷受人となる場合として以下のケースがある。
 - ① コスト抑制や取引迅速化のため、他の貿易書類とは別に船荷証券(荷受人 が輸入者となっている)を輸入者へ直送する場合
 - ② 船荷証券の荷受人が輸入者となっている場合(輸入者に直送されない)
 - 船荷証券が電子化された場合に、以下のリスクがあると考えられる。

上記①については、貨物の受取ができてしまうことに、船荷証券の場合と電子船荷証券記録の場合で変わりはないが、実務的な観点から、船会社から銀行に対し、荷受人に電子船荷証券記録が渡った旨を通知する仕組みが必要と思われる。

上記②については、船荷証券の場合は、他の貿易書類等と一緒に輸出者→輸出者側の銀行→輸入者側の銀行に占有が移るため、輸入者側の銀行が占有している限りは、輸入者は貨物を受けることができない。送付された船荷証券を銀行が占有しており、決済完了までの間、輸入者は船荷証券が銀行から引き渡されるまで貨物を処分することができないが、電子船荷証券記録になった場合は、即時に輸入者に移転し、銀行は「支配」する事ができないと思われるため。

第6 電子船荷証券記録の効力等に関する規律の内容

1 規律の在り方の方向性

電子船荷証券記録の効力等に関する規律の在り方に関しては、次のいずれか の案によるものとする

【甲案】

紙の船荷証券に適用される商法及び民法等の規定について、包括的な準用規定を設けたり、電子船荷証券記録に適用させるために個別的に書き下したりすることはせずに、次のような規定を置くという考え方。

- ① 電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する。
- ② 運送人又は船長は、電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を作成及 び交付したものとみなす。
- ③ 電子船荷証券記録の支配をする者は、電子船荷証券記録に対して電子裏書をしたときは、船荷証券に対して裏書をしたものとみなす。
- ④ 電子船荷証券記録の記録は船荷証券の記載と、電子船荷証券記録の支配は船 荷証券の占有と、電子船荷証券記録を支配する者は船荷証券の所持人と、それ ぞれみなす。
- ⑤ 電子船荷証券記録の支配の移転をした者は、船荷証券の交付、引渡し又は返 環をしたものとみなす。
- ⑥ 電子船荷証券記録の支配をする者は、当該電子船荷証券記録に記録された事項を提示したときは、船荷証券を提示したものとみなす。

【乙案】

紙の船荷証券に適用される商法及び民法の主要な規定についての包括的な準用規定を設けつつ、読替規定(注)を置くという考え方。ただし、この案においても、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

(注) 読替規定については、例えば、次のようなものとなることが考えられる。 (省略)

【丙案】

紙の船荷証券に適用される規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについて、個別的に書き下す(注)という考え方。ただし、この案においても、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

(注) その内容は、後記2の内容とすることを想定している。ただし、紙の船荷証券に適用される商法の規定については、後記2のように電子船荷証券記録の規定を別個に規定するのではなく、紙の船荷証券に適用される商法の規定の中に組み込む形で規定することも考えられる。

【丁案】

乙案及び丙案の折衷的な考え方として、紙の船荷証券に適用される商法の規定 のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについては、紙の船荷証券に適用され る商法の規定の中に電子船荷証券記録を組み込むこととしつつ、紙の船荷証券に 適用される民法の規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについては、包括的な準用規定を設けつつ、読替規定(注)を置くという考え方。この案においても、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

(注) 読替規定については、乙案の読替規定の条文イメージから商法の規定に関する部分を除 外したものになることが考えられる。

【甲案に一部賛成】船主協会

- 甲案に賛成する。ただし、原案のままではなく、⑥を以下のように修正し、加えて下記(7)(8)の条文を付加すべきである。
 - ⑥ 電子船荷証券記録の支配をする者が、運送人に対し、自己が当該電子船荷証券記録を支配する者であることを証明した上で(当該電子船荷証券記録に関するシステムにおいて自己が当該電子船荷証券記録を支配する者であることを示す方式があるときは、当該方式に従ってそのことを示した上で)、当該電子船荷証券記録に記録された内容を示したときは、船荷証券を運送人に提示したものとみなす。
 - ① 電子船荷証券記録を支配する者が、運送人に対し、当該電子船荷証券記録の 支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をす ることができないようにする措置と引換えにある行為を請求したときは、船荷 証券と引換えに当該行為を請求したものとみなす。
 - ⑧ 前各号にかかわらず、電子船荷証券記録については、(商法)第765条ないし第767条並びに民法第520条の8(第520条の18で準用される場合を含む)、第520条の11及び第520条の12(何れも第520条の18及び第520条の19第2項で準用される場合を含む)の規定は、適用しない。

(甲案によるべき基本的理由)

- ・ 甲乙丙丁案は、大別して、現存する(1)商法の紙の船荷証券の関連規定及び(2)民法の有価証券規定について具体的に読み替えていく規定をおく乙丙丁案と、それをせずに電子船荷証券記録の効力に対して基本的な読替規定をおく甲案に分かれるが、(1)はともかく、(2)がそもそも紙の船荷証券に如何なる形で適用されるかは、商法学説はこれまで必ずしも詳細に議論しておらず、我が国の法典のパンデクテン方式に鑑みて有価証券なのだから当然理論的にそうなるとの暗黙裡の前提を置いていたという評価も不可能ではないように思われる。乙丙丁案の前提は、この点について、今回の電子船荷証券記録の立法により、電子船荷証券記録への規律の存否を通じて紙の船荷証券への(2)の適用のあり方も裏庭で決着させようとするものであり、立法の在り方として適切とは言い難い。
- ・ 今回は(紙の船荷証券に関する法には触らず)船荷証券の電子化を認めること、 すなわち電子B/Lについても紙の船荷証券と同一の又は相応する効力・取扱を することだけが目的のはずであるため、甲案のように、そのような効力・取扱 を可能にする規定を置く方式がむしろ理論的である。乙丙丁案(特に丙案)は

MLETRや英国立法提案と比し重装備に見えるといった「見栄え」だけの問題ではない。

・ 乙丙丁案で示されている前記(1)及び(2)の各条項に係る読替条項の実質的な内容は、個別具体的に検討してみても、甲案で提示されている①ないし⑥を前記(1)及び(2)の各条項に適用することによっても特に問題なく導くことができる。ただし、例外として、後記のとおり、⑦⑧を追加し⑥を改定することが相当である。

(⑦及び⑧の追加理由)

- ・ 商法第764条に相当する規律は、①からも導き得るが⑦のようなみなし規定 を加えることが相当と考える。
- ・ 商法の紙の船荷証券の関連規定及び民法の有価証券規定について、電子船荷証券記録についてその性質上不適用ということに異論がないものについては、® のようにそれらの規定のみ適用されないことを明記するべきである。

(⑥の改定案の理由)

- 電子船荷証券記録について、「提示」概念の想定が絶対に必要であるかについて はなお検討を要する。
- ・ 仮に「提示」概念の電子版を別途定義することが必要であるとしても、中間試案のように単純に「支配をする者が(は)、当該電子船荷証券記録に記録された事項を提示」することとするのは適切ではない。これを素直に読めば、単なるコピーの提示でもあり得るように読めるし、加えて、運送人には提示した者が本当に「支配をする者」(紙で言えば原本の所持人である)かどうかは実際には当然にはわからず、自称支配者の提示に対し運送人リスクでの判断を余儀なくされるからである。紙の場合、原本の「提示」には、当該提示者が原本の少なくとも物理的な意味での所持人であることの証明が概念的・不可避的に付随するが、電子でもその代替が必要である。
- ・ したがって、「提示」の方法は、(1)提示者の運送人に対する、提示者が正に当該 提示の時点において原本たる記録の支配者であることの証明行為を伴うべきで ある。また任意の方法による証明は、証明の成否を運送人のリスクで判断させ ることになるから、本来的には望ましくなく、他方 Rotterdam Rules が「所持 人が自らが所持人であることを証明する方法」が明らかになる手続の存在を要 求した上でその証明を求め、MLETRの Notes が当該電子B/Lの管理システ ム(electronic transferable records management system)が支配者を特定で きることの要求への依拠に言及していることに鑑みれば、(1)の方法は、当該電 子B/Lに係るシステムで決められた方法があるときはその方法によるべきで あり(通常は方法が定められていると考えられる。)、それがないときのみ、任 意の方法による証明でもよいとすべきである。その上で、(2)当該原本の記載事 項が示される必要がある。

【丙案に賛成】札幌弁

○ 電子船荷証券記録に適用すべきものについて、個別的に書き下すことにより、条

文上、電子船荷証券記録に適用される法律関係が一見して明らかになるという利点が大きいと考えられる。なお、このような方法であっても、電子船荷証券記録について紙の船荷証券との機能的同等性を認めることに相違はなく、MLETRのアプローチとも整合するもの考えられる。

【丁案に賛成】全銀協、日弁連

- 丁案のように乙案・丙案の折衷的な考え方をとった上で、民法の規定のうち、電子船荷証券記録に適用が必要なものに、包括的な準用規定を設けつつ、読替規定を置くことで、民商法の民法を基本法とする商法(特別法)の考え方が維持され、現行法の法体系にも馴染みやすい。したがって、こうした準用規定を通じて、少しでも分量を削減し、分かりやすい法体系につながることを期待する。(全銀協)
- 丁案に賛成する。ただし、丙案に賛成する意見もある。(日弁連)
 - ・ 甲案について、①ないし⑥を規定する場合、紙の船荷証券に適用される規定については、(1)電子船荷証券記録にも当然に適用されるものとして特に規定を設けないもの、(2)電子船荷証券記録に当然には適用されないものとして個別的に規定を設けるもの、(3)電子船荷証券記録には適用すべきではないものとして規定を設けないものに分類されることになり、(1)と(3)については、文言上明確に区別されるわけではないことから、全体としてわかりにくい規定ぶりとなる可能性が高い上に、シンプルな規定という利点も失われ、法制上の問題は大きいものと考えられる。
 - ・ 例えば、商法第764条の受戻証券性ついては規定が設けられていないところ、これは電子船荷証券記録にも当然に適用されるからと考えられるが、⑥において、民法第520条の9(指図証券の提示と履行遅滞)に相当する規定が規定されているにもかかわらず、商法第764条に相当する規定を設けないとすると、同条の適用がないという解釈もあり得ることになり混乱する。また、コモン・ローの考え方に根ざした英米法系の国とは異なり、大陸法系、制定法主義をとる我が国においては、このような規律の在り方は馴染みにくいものと考えられる。そこで、甲案には賛成しない。
 - 乙案については、甲案と比較すると法制上の問題は大きくないものの、膨大な 読替規定を置くこととなり、非常に分かりにくい条文となる可能性がある。
 - ・ 丙案については、電子船荷証券記録に適用される法律関係が一見して明らかになるという利点が存在する。また、このような立法姿勢は、制定法主義をとる我が国の法体系全般とも親和的であるとも考えられる。電子船荷証券記録について紙の船荷証券との機能的同等性を認めるためのアプローチという点ではMLETRと同様であり、また、"nondiscrimination"(非差別)、"functional equivalence"(機能的同等性)、"technological neutrality"(技術的中立性)といったMLETRの基本原則とも整合的であると考えられる。そこで、原則として丙案が相当と考えられるところ、紙の船荷証券に適用される民法の規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについては、包括的な準用規定を別途設ける乙案と丙案の折衷的な丁案は、紙の船荷証券における民法と商法の規

定の適用関係(民法の規定が一般法であり、商法の規定が特別法であるという関係)を可能な限り維持することができるという利点がある。

丁案は、民法の規定を包括準用するため、乙案ほどではないものの、分量の多い読替規定を設けることになる不都合は否定できないが、規定内容は同趣旨であるにもかかわらず、紙の船荷証券に適用される規定は民法において規定され、電子船荷証券記録に適用される規定は商法に規定されるという問題がなく、全体の規定ぶりとしては紙の船荷証券とほぼ同様となる。以上より、丁案が相当と考えられる。

2 具体的な規律の内容

電子船荷証券記録の効力等に関する規律の内容に関して、前記1の丙案を採用する場合の規律の内容は、次のとおりとする。なお、前記1の乙案又は丁案を採用して読替規定を設ける場合における読替え後の規律の内容についても、基本的には同様である。

- (1) 商法第759条に相当する規定
 - ① 運送人又は船長は、電子船荷証券記録を発行する場合において、商法第758条第1項第1号及び第2号に掲げる事項につき荷送人又は傭船者の書面又は電磁的方法による通知があったときは、その通知に従ってその事項を記録しなければならない。
 - ② 前項の規定は、同項の通知が正確でないと信ずべき正当な理由がある場合 及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用 しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の 終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、同様とする。
 - ③ 荷送人又は傭船者は、運送人に対し、第1項の通知が正確でないことによって生じた損害を賠償する責任を負う。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 船荷証券における運送品の数量等の記載が事実と異なり正確でないとすると荷受人は安心してそれを取得することができず船荷証券の流通性を害することもあり得る。そのような問題を回避するために、運送人は荷送人又は傭船者の通知に従い運送品の数量等について記載する義務を課すとともに荷送人等にその通知の正確性につき担保責任を負わせることとしたものである。電子船荷証券記録においても、紙の船荷証券と同様に商法第759条に相当する規律を設けることは相当と考えられる。(日弁連)

(2) 商法第760条に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録の記録が事実と異なることをもってその支配をする善意の者に対抗することができない。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 船荷証券の債権的効力として文言証券性が認められている。電子船荷証券記録に おいても、紙の船荷証券と同様に商法第760条に相当する規律を設けることは相 当と考えられる。(日弁連)

(3) 商法第761条に相当する規定

電子船荷証券記録の発行がされたときは、運送品に関する処分は、電子船荷証券記録によってしなければならない。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 運送品の引渡しは、船荷証券を引渡すことによるほか、実際に運送品を引渡すことによってもなし得るが、船荷証券に表章される運送品引渡請求権を確保し、かつ、船荷証券の占有と運送品の所有権が別人に帰すことによる不都合を回避するために、船荷証券によらない運送品の処分を禁止したものであるとされる。電子船荷証券記録においても紙の船荷証券と同様に商法第761条に相当する規律を設けることは相当と考えられる。(日弁連)

(4) 商法第762条に相当する規定

電子船荷証券記録上の権利は、当該電子船荷証券記録が記名式であるときであっても、当該電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をすることによって、 譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、当該電子船荷証券記録に 電子裏書を禁止する旨を記録したときは、この限りでない。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 商法第762条は、裏書禁止文言のない記名式の船荷証券については、裏書によって譲渡等をすることができることを定めるのみで、そのような船荷証券があらゆる場面で民法第520条の2以下の「指図証券」となることまでをも明示的に定めているわけではないため、紙の船荷証券と同様の規律を維持するために、電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式に係る規律とは別に、商法第762条に相当する規律を設けることは相当と考えられる。(日弁連)

(5) 商法第763条に相当する規定

電子船荷証券記録により運送品を受け取ることができる者に電子船荷証券記録の支配を移転したときは、その移転は、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 民法の原則によれば、物権の設定及び移転は当事者の意思表示のみで効力を生じるが(民法第176条)、動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがなければ

第三者に対抗することができない(民法第178条)。そうすると、海上運送中の物品についても譲渡の当事者間の合意により所有権は移転するが、運送品の所有権取得を譲受人が第三者に対抗するためには、その運送品の引渡しを受けることが必要となる。この場合、その運送品について船荷証券が発行されているときは、運送品の譲受人が譲渡人から船荷証券の交付を受けることによって運送品自体の引渡しを受けたのと同一の効力を生じることにしたのである。電子船荷証券記録についても、紙の船荷証券と同様に商法第763条に相当する規律を設けることは相当と考えられる。(日弁連)

(6) 商法第764条に相当する規定

電子船荷証券記録の発行がされたときは、当該電子船荷証券記録の支配の移転 又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができな いようにする措置と引換えでなければ、運送品の引渡しを請求することができない。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 電子船荷証券記録についても、紙の船荷証券と同様に商法第764条に相当する 規律を設けることが相当と考えられる。商法第764条は、船荷証券のいわゆる受 戻証券性を定めるものであり、運送人に対する船荷証券の引渡しに相当するものと して、運送人に対する電子船荷証券記録の支配の移転を要件とすることが考えられ る。受戻証券性として紙の船荷証券との引換えが求められている趣旨は、所持人が 引渡しを請求する時点においても運送品が運送人の占有にあることにより所持人 を保護するものであり、また船荷証券の占有を運送人に移し、その後運送人が二重 に運送品の引渡請求を受けることを防止することにあると考えられる。そうであれ ば、電子船荷証券記録の支配の移転に限らず、何らかの方法で電子船荷証券記録が その後に流通又は利用されないようにする措置がとられた場合にも同様に取り扱 うことは相当と考えられる。そこで、①当該電子船荷証券記録の支配の移転に加え て、②消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができな いようにする措置についても含める形で規律することが相当と考えらえる。(日弁 連)

【一部反対】個人

○ 船荷証券による運送品の引渡しは、船荷証券との引き換えで行われ、船荷証券そのものは船社によって Accomplished されている実務に照らすと、電子船荷証券記録から船荷証券への転換、電子船荷証券記録による運送品の引渡請求に関しては、法令上は「電子船荷証券記録の支配」を運送人に移転することのみを条件とすべきと考える。プラットフォームによっては運営者が記録の消去・無効化を行う実務もあるかもしれないが、それはあくまで技術的なもので、その場合でも(プラットフォームに参加する際に同意することを含めて)船社の意向・指図の下で行われているとの考え方によるべきと考える。

(7) 商法第765条、第766条及び第767条 電子船荷証券記録には適用しない。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 商法第765条、第766条及び第767条は、船荷証券が複数通発行された場合の規律である。電子船荷証券記録について複数通発行を認めないこととするため、これらの規定は電子船荷証券記録には適用しないことは相当と考えられる。(日弁連)

(8) 商法第768条に相当する規定

電子船荷証券記録が発行された場合における前編第八章第二節の規定の適用については、第580条中「荷送人」とあるのは、「電子船荷証券記録を支配する者」とし、第581条、第582条第2項及び第587条ただし書の規定は、適用しない。

【賛成】札幌弁、日弁連

- 商法第768条は、紙の船荷証券が発行された場合、第580条中「荷送人」とあるのは、「船荷証券の所持人」とし、第581条、第583条第2項及び第587条ただし書の規定は、適用しないと規定しているところ、電子船荷証券記録についても同様の規定を定めることは相当と考えられる。(日弁連)
- (9) 民法第520条の2、第520条の3、第520条の13、第520条の19 第1項

前記第5の電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式に関する規定として定める(前記第5参照)。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式について、民法上の有価証券に係る4 類型をできる限りそのまま維持する形で類型に関する規律を設けるのであれば、民 法第520条の2、第520条の3、第520条の13、第520条の19第1項 は当該規律において規定されることは相当と考えられる。(日弁連)

(10) 民法第520条の4及び第520条の14に相当する規定

① 指図式の電子船荷証券記録(商法第●条 (注:前記(4)の規定)本文の規定により、電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をすることによって、当該電子船荷証券記録上の権利を譲渡し、又は質権の目的とすることができる場合における当該電子船荷証券記録を含む。)を支配する者において、電子裏書の連続によりその権利を証明するときは、その者は、当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有するものと推定する。この場合において、抹消された電子裏書

- は、これを記録しなかったものとみなし、白地式電子裏書に次いで他の電子裏書があるときは、当該電子裏書を行った者は、白地式電子裏書によって電磁的 船荷証券の支配の移転を受けた者とみなす。
- ② 前項の規定は、最後の電子裏書が白地式電子裏書であるときも適用する。
- ③ 商法第●条第●条(注:前記第5の第2項の規定)に規定する電子船荷証券 記録を支配する者は、当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有するものと推 定する。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 指図式の電子船荷証券記録については(記名式であっても法律上指図式とされる電子船荷証券記録も含む)、指図証券に関する権利推定を定める民法第520条の4に準じて、電子裏書の連続によってその権利を証明したときに権利推定が及ぶこととし、それ以外の記名式持参人払型及び無記名型については、民法第520条の14に準じて、その支配をすることのみをもって権利推定が及ぶとすることは相当と考えられる。紙の船荷証券にも手形法第16条第1項第2文以下の規定が(類推)適用されるという考えを前提に、電磁的船荷証券についても同様の規律を設けることは相当と考えられる。(日弁連)

(11) 民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定

- ① 何らかの事由により電子船荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止する 旨の記録がされているものを除く。)の支配を失った者(当該電子船荷証券記 録上の権利を適法に有する者に限る。)は、その支配をする者に対し、当該電 子船荷証券記録の支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、何らかの事由により電子船荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。)の支配を失った者がある場合において、その支配をする者が前条(注:前記(10)の規定)の規定によりその権利を証明するときは、その支配をする者は、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする義務を負わない。ただし、その支配をする者が悪意又は重大な過失によりその支配の移転を受けたときは、この限りでない。

【一部賛成】札幌弁、日弁連

- ①については、「(記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。)」は削除する。(札幌弁、日弁連)
 - ・ 紙の船荷証券については、その他の記名証券型(裏書禁止型)を除き、善意取得に関する規定が用意されているところ、電子船荷証券記録を用いた取引においても、船荷証券を用いた場合と同様に取引の安全が担保されるべきであるため、同様に善意取得に関する規定を設けることは相当と考えられる。電子船荷証券記録は、民法上の「物」ではないため、紙の船荷証券に係る返還請求権と同様の請求権が発生するとは考え難く、善意取得に関する規定を置く前提として、第1項のとおり、当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有しながらその

支配を失った者から支配をする者への返還請求権を別途規定することは相当と 考えられる。このような返還請求権は、善意取得の規定が適用されない電子裏 書禁止型の電子船荷証券記録を支配していた者にも認められるのが相当と考え られる。(日弁連)

(12) 民法第520条の6及び第520条の16に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録が されているものを除く。)に記録した事項及びその電子船荷証券記録の性質から 当然に生ずる結果を除き、その電子船荷証券記録の支配が移転する前の支配をす る者に対抗することができた事由をもってその支配をする善意の者に対抗するこ とができない。

【賛成】札幌弁、日弁連

- 電子船荷証券記録についても、その他の記名証券型(裏書禁止型)に相当する類型を除いては、債務者の抗弁の制限を定める民法第520条の6及び第520条の16に相当する規律を設けることは相当と考えられる。(日弁連)
- (13) 民法第520条の7及び第520条の17 別途規定は設けない。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 電子船荷証券記録そのものは固有の「財産権」には当たらないことを前提としているため、電子船荷証券記録そのものを質権の目的とすることはできないとすることは相当と考えられる。(日弁連)

(14) 民法第520条の8

電子船荷証券記録には適用しない。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 民法第520条の8は、弁済の場所に関する規定であり、そもそも紙の船荷証券 にも適用がされないと考えられる。電子船荷証券記録には適用しないことは相当と 考えられる。(日弁連)

(15) 民法第520条の9に相当する規定

運送人は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に電子船荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。)を支配する者がその電子船荷証券記録に記録された事項を表示したものを提示してその履行を請求した時から遅滞の責任を負う。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 受戻証券性を定める商法第764条の規定により、船荷証券と引換えでなければ、 運送人が遅滞の責任を負うことはないため、紙の船荷証券においても民法第520 条の9が適用されることはなく、これに相当する規律を設ける必要はないのではないかとの意見がある。しかしながら、民法第520条の9は、遅滞の責任を負わせるには証券の提示が必要であるという有価証券の性質の一つを定めるものであり、 紙の船荷証券、さらには船荷証券と同様に受戻証券性が規定されている手形・小切手においても民法520条の9が適用されることに争いはないとされる。電子船荷証券記録については、支配をする者がその支配を債務者に示すことが提示と観念できるのであり、受戻証券性を定める商法第764条と全く同じ趣旨の規定であるとはいえず、船荷証券及び電子船荷証券記録についても、上記のような性質があることを確認しておく意義はあるものと考えられる。(日弁連)

【反対】船主協会、個人

- 丙案(第6の1)を前提に本条を明示することは反対である。仮に丙案(第6の1)により明示せざるを得ないとしても、文言の後半は、「支配をする者が、運送人に対し、自己が当該電子船荷証券記録を支配する者であることを証明した上で(当該電子船荷証券記録に関するシステムにおいて自己が当該電子船荷証券記録を支配する者であることを示す方式があるときは、当該方式に従ってそのことを示した上で)、当該電子船荷証券記録に記録された内容を示してその履行を請求した時から遅滞の責任を負う。」と改めるべきである。(船主協会)
 - ・ 第6の1において、丙案ではなく甲案を採用すべしと述べた理由のとおりである。繰り返せば、本条は紙の船荷証券においても民法第520条の9の適用があることを論理的に前提とするが、立法の在り方として、電子B/L立法において裏から紙の船荷証券の適用関係を明確にするのは望ましくない。
 - ・ なお、商法第764条の受戻証券性によればB/L提出(=占有移転≠提示)と 運送品引渡が本来引換給付であるはずなのに、本条により概念的に提出前の段 階である提示だけで既に遅滞に陥るとされるのは、いかに理論構成したとして も、その結論において、常識的感覚に反し、運送人側としてはにわかには受け 入れ難い規律である。
- 海商法実務家の認識としては、民法第520条の9が船荷証券に適用されるとは 通常意識していない。それゆえ、まず紙の船荷証券に同条が適用されることが十分 な議論を踏まえた上で通説なのか少数説であるのかを明らかにすることなしに電 子船荷証券の条文に明記してしまうことは適切でないと考える。(個人)
 - ・ 第一に、民法第520条の9と商法第764条との関係について、中間試案補足説明では、「民法第520条の9は、遅滞の責任を負わせるには証券の提示が必要であるという有価証券の性質の一つを定めるものであり、受戻証券性を定める商法第764条と全く同じ趣旨の規定とはいえず」とされる。しかしながら、一般に、受戻証券とは、証券と引換でなければ債務の弁済を要しない証券をいい、呈示証券とは、証券の提示がなければ債務者が弁済を要しない証券で

- あり、呈示というのは、証券の所持人が証券を債務者の履行の場所に持参して債務者に示すことであり、受戻証券には呈示性が認められるから、呈示証券であるけれども、呈示証券は必ずしも受戻証券ではない(田中誠二ほか編『コメンタール商行為法』139頁~141頁(喜多了祐)(1973年、勁草書房))というのが通常の理解ではないかと思われる。このように、受戻証券性は呈示証券性を包含するのが通説とすれば、船荷証券に民法第520条の9を適用すべき特有の意義を見出すことはできない。
- ・ 第二に、中間試案補足説明の「船荷証券の引渡し又はその提供と民法第520 条の9の提示とは、本来的には異なる法律上の概念であって、一方が認められ れば必ず他方も認められるとまではいい難いものと考えらえる」という理由も、 上記通説的理解と相いれないものである。
- 第三に、中間試案補足説明では「運送品の引渡しにかかる債務の履行について確定期限がある場合に民法第520条の9の適用を否定すると、民法第412条第1項の規定により確定期限の到来によって履行遅滞責任が発生し得ることとなるが、そのような帰結は、船荷証券の呈示証券性又は受戻証券性に照らし、相当ではない」とされる。しかしながら、実務上、そもそも確定期限のある船荷証券を寡聞にして知らない。
- 民法改正前の商法旧第517条(改正民法第520条の9の前身)が第二編商行為第一章総則に置かれていた一方、貨物引換証の受戻証券性が同編第八章運送営業に置かれており、船荷証券に関して同法旧第584条を準用する同法旧第776条が第三編海商第三章運送第一節物品運送第二款船荷証券に規定されていた。これが現行法において、商法旧第517条はより一般法である民法に移設された一方で、船荷証券の受戻証券性は独立した条文として商法第764条が第三編海商第三章運送に関する特則第三節船荷証券等に置かれている。かような改正前後を通じた条文構造に鑑みても、船荷証券に関しては商法第764条が、特則として受戻証券性を規定しており、商法旧第517条すなわち民法第520条の9における一般通則に優先する特別法として位置付けられてきたものと考える。すなわち、民法第520条の9は有価証券に関する一般的通則の一つであり、船荷証券に関する商法第764条のような特別法がある場合には、その特別法中の規定が適用されるというべきであろう(注)。(同個人)
 - (注) 改正民法の立法担当者の説明によれば、「証券的債権と有価証券との関係については諸説あり、必ずしも明瞭ではなかったが、両者が別のものを指す概念であるという立場に立ったとしても、証券的債権に該当するものは現実にはほとんど存在しないと言われていた。そうであれば、旧法や旧商法等に分散している規定は有価証券に関する規定として整理統合するのが合理的であるといえる」(筒井建夫=村松秀樹編『一問一答 民法(債券関係)解説』210頁(2018年、商事法務))との背景である。かかる背景を敷衍すると、「通説は、証券的債権と有価証券とは同一であって債権の面からみて証券的債権と言うにすぎず、証券の面から規定してる商法との間に不統一があり、有価証券法理によってこれを解釈すべきだと解する。しかし、商法上の有価証券とは別に、民法の前提とするところの証券との結合を予定した債権が起草当時に考えられていたことは明らかな事実であって、これを証券的債権と呼

び、商法上の有価証券の概念と区別すべきであろう。そして証券的債権につき民法に規定を 欠く場合にはじめて、有価証券法理の類推によるべきかどうかを議論すべきではないか」(平 井宜雄『債権総論(第2版)』153頁(1994年、弘文堂))といわれるように、改正前 民法においては、「証券的債権」である 指図債権、記名式所持人払債権及び無記名債権に関 する規定をしており、この証券的債権が有価証券と同一の意味を有するのか、有価証券と指 名債権の中間的な債権を指すのか学説上の議論があった。そのような中、「このように起草者 の理解から出発する限り、改正前民法の「証券的債権」の規定は、私法上の有価証券の原則 規定であり、商法、手形法・小切手法、会社法の株券、社債券、商法の倉荷証券、船荷証券 などの有価証券の規定はその特則であるというべきものである」(前田達明『口述債権総論 (第三版)』418頁(1993年、成文堂)、松岡久和他ほか編『改正債権法コメンタール』 551頁(高田晴仁)(2020年、法律文化社))と評されている通り、民法改正前後を通 じて一般的通則と特別法との構造的、体系的な優劣という位置づけ自体は変わらないという べきである。そして立法担当者によれば、新民法520条の9以下の規定をおいた趣旨とし ては、改正前の実質的な内容について一部は修正・追加しつつも基本的にはこれを維持した うえで、有価証券に関する規定を民法中に新設すると同時に、「証券的債権」の議論に関して も一定の解決を図ろうとしたものとされている(筒井=村松・前掲210頁)。

○ 付言すれば、民法第520条の9が電子船荷証券に準用された場合も、商法第7 64条が電子船荷証券に準用された場合も、電子船荷証券が発行されている場合の 運送品の引渡し請求を対象とする規定であり、民法第520条の9の準用規定を独 自に設けて達成すべき課題は見当たらない。民法第520条の9の趣旨は債権者の 覚知という債務者保護にあるところであり、これは民法第520条の9の準用を待 たずとも受戻証券性により既に保障されている。一方、運送人を履行遅滞に付すこ とに民法第520条の9の準用が有意だとしても、船荷証券を提示するだけで履行 遅滞を主張する者を保護する必要はないと考える。なお、有価証券の典型例として 挙げられる手形について民法第520条の9が適用されるであろうこととの比較 から、船荷証券についても同条を適用すべきとされる見解もあろうが、手形法には 呈示証券性と受戻証券性が各々第38条と第39条に規定される一方、船荷証券に ついては商法第764条で十分に対応してきたというのが従前の海商法実務の感 覚に沿うものであり、かような帰結は必然的なものではない。また、ジュネーブ統 一条約を国内法化した手形法と商法の海商法の条文として置かれている商法第7 64条とで沿革が異なるという事情がある中で、手形法との比較から船荷証券への 同条の適用を論じることにも限界があろう。(同個人)

(16) 民法第520条の10に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。)を支配する者及びその電子署名の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、運送人に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

【賛成】札幌弁、日弁連

(17) 民法第520条の11及び第520条の12 電子船荷証券記録には適用しない。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 電子船荷証券記録においては、紙の船荷証券とは異なり、電子船荷証券記録を紛失して他の者がその支配をするに至るといった事態は通常では考え難い上に、何らかの理由によってシステムにアクセスすることができなくなったような場合には、そのシステムを提供する者との間で解決が図られることが想定される。また、システムに問題が生じてデータが全て消失するといったことも理論上は考えられるが、そのような場合にも、そのシステムを提供する者を含む関係当事者間で解決が図られることが想定され、例えば、システムの利用規約に何らかの定めがされたり、いわゆる保証渡しのような工夫をすることによって対応したりすることが想定される。電子船荷証券記録については、喪失の手続に関する規定を置かないことは相当と考えられる。(日弁連)

(18) 国際海上物品運送法第7条の改正

国際海上物品運送法第7条の規律を次のように改めるものとする(下線部は改正箇所を意味する。)。

- ① 荷受人又は船荷証券所持人<u>若しくは電子船荷証券記録を支配する者</u>は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面<u>又は電磁的方法</u>による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。
- ② 前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。
- ③ 前二項の規定は、運送品の状態が引渡しの際当事者の立会いによつて確認された場合には、適用しない。
- ④ 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑いがあるときは、運送人と荷受人 又は船荷証券所持人<u>若しくは電子船荷証券記録を支配する者</u>とは、相互に、運 送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。

【賛成】札幌弁、日弁連、船主協会

- 船荷証券所持人が主体となっている定めについては、これと並列する形で電子船 荷証券記録を支配する者を加えることは相当と考えられる。また、第1項の「書面 による通知」を書面に限る合理的な理由はなく、また、実務では既に電子メール等 の電磁的な方法が用いられていることから、「電磁的方法」についても明文上認める ことは相当と考えられる。(日弁連)
- 第6の1の甲乙丙丁各案の選択とは切り離して、本条の改正には賛成である。第 6の1の甲案による限りは、本条のうち支配者を追加する点は甲案①(同一効力)、

④ (みなし記載、占有、所持人)の適用から導かれ、電磁的方法の追加は元々確認的趣旨の改正である(本条に言う書面性の要件は、緩やかに解すべきであり、電磁的方法も既にそこに含まれると解する。)ことからは不要とも言えるが、第6の1が主として想定する(1)商法の紙の船荷証券の関連規定及び(2)民法の有価証券規定とは異なる独立した規定であることに加え、商法第759条(荷送人又は傭船者からの通知)については、紙の船荷証券の場合を前提に既に「電磁的記録」も追記されていることとの整合性を保つ観点からは、明示的に改正するのが望ましい。(船主協会)

(19) その他

上記(1)から(18)までのほか、商法、民法及び国際海上物品運送法において、明示的に「船荷証券」を規律する規定としては、商法第563条(介入権)、同第741条(荷受人の運送賃支払義務等)、同第756条(個品運送契約に関する規定の準用等)、同第770条(海上運送状)、同第809条(共同海損となる損害又は費用)、国際海上物品運送法第9条(責任の限度)、同第11条(特約禁止)、同第12条(特約禁止の特則)、同第14条、同第15条(商法の適用)、同第16条(運送人等の不法行為責任)等の規定が存在するところであるが、これらについては、基本的には、①「船荷証券」と並記する形で「電子船荷証券記録」を追加する、②「船荷証券所持人」と並記する形で「電子船荷証券記録を支配する者」を追加する、③それらに伴い、船荷証券に係る「記載」、「交付」といった用語に、電子船荷証券記録においてそれらに相当する「記録」、「発行」、「支配の移転」といった用語を追加する、④船荷証券に関する既存の商法の規定を準用する規定について、準用の対象にそれらに相当する電子船荷証券記録の条項を追加するといった所要の整備を行う(注)。

(注) このほかに、「有価証券」を直接の規律の対象とするものや「船荷証券」や「有価証券」 に関する商法又は民法の規定を準用する法規定で、電子船荷証券記録との関係での実質的 な規律内容を検討すべきものがあるかについては引き続き検討を行う。

【賛成】札幌弁、日弁連

第7 電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容 電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容につ いては、次のいずれかの案によるものとする

【甲案】

① 運送人及び電子船荷証券記録を支配する者は、運送品の引渡しに係る債権に 関する強制執行その他の処分の制限がされた場合において、その旨を知ったと きは、遅滞なく、その旨を電子船荷証券記録(これに付随する電磁的記録を含 む。)に記録しなければならない。ただし、運送人及び電子船荷証券記録を支 配する者がその記録をすることができないときは、この限りでない。 ② 〔【甲-1案】運送品の引渡しに係る債権に関する強制執行その他の処分の制限がされたとき/【甲-2】前項の記録がされたとき〕は、電子船荷証券記録は、その効力を失う。

【乙-1案】(注)

- ① 電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行又は民事保全に関する民事執行法第143条第1項(民事保全法第50条第1項で準用される場合を含む。)の規定の適用については、動産執行の目的となる有価証券が発行されているものとみなすことにより、運送品の引渡しに係る債権は、強制執行等の対象にはならないものとする。
- ② 電子船荷証券記録を支配する者の債権者は、電子船荷証券記録を支配する者の運送人に対する船荷証券への転換請求権を代位行使することができるものとし、その場合には、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引き換えにすることは要しないものとする。
 - (注) 前記第4の2において乙案を採用する場合においてのみ採用し得る。

【乙一2案】

- ① 電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行又は民事保全に関する民事執行法第143条第1項(民事保全法第50条第1項で準用される場合を含む。)の規定の適用については、動産執行の目的となる有価証券が発行されているものとみなすことにより、運送品の引渡しに係る債権は、強制執行等の対象にはならないものとする。
- ② 電子船荷証券記録を使用、収益又は処分する権利に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子船荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。

【丙案】

運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子船荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。

【丁案】

電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関して、特段の規律は新設しない。

【甲案に一部賛成】最高裁、全銀協

- 法律関係の明確性、強制執行の実効性の観点から【甲-1案】が妥当であるとの意見が複数あったが、【甲-1案】に対しては、差押え後に差押債権者が強制執行の申立ての取下げをした場合について、立法的な手当が必要であると考えられるとの指摘があった。(最高裁)
- 法的構成の明確化は担保権行使に必須であり、中でも【甲-1案】が望ましいと考える。ただし、甲案においても、一定の手当は検討する必要があると考える。(全銀協)

- ・ 貨物に関する権利を確実に取り戻すためには、貨物の引渡しに関する債権その ものを執行対象とする甲案が、シンプルで、もっとも実用的ではないかと考え る。現行の商法、民法、民事執行法を活かした法改正であり、海外でも受け入 れられやすいシンプルな形がよいと考える。
- ・ なお、甲案のように、自動的に電子船荷証券記録が「失効」するようにするのではなく、仮差押のような場合では、執行の記録を電子船荷証券記録に留め、 勝手に処分を防ぐことや、最終的な目的を達するため債務者が貨物の荷受人となっているような電子船荷証券記録を失効させて、差押権者のために貨物の引渡しに関する債権について執行手続をとれるようにするなどの選択肢があり得ることから、「執行機関によって失効させることができる」と規定することが考えられる。
- ・ 通常銀行業務において、貨物と船荷証券の2つを担保に取ることが通例である。 船荷証券の効力を失効させると、担保は貨物のみとなるが、船荷証券がなくて も、貨物の担保権のみで、債権者(銀行)が船会社から貨物を回収できるよう にする手当が必要であると考える。

【丙案に賛成】札幌弁、日弁連

- 電子船荷証券記録自体が「物」や「有価証券」でないことからすると、執行の対象となるのは運送品の引渡しに係る債権とするのが自然である。その上で、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合に関し、債権証書の引渡しに関する民事執行法第148条第1項の規定と同様の規律を設けるのが、従来の立法と整合的である。債務者が支配の移転に協力しなければ実効性に乏しいという難点はあるが、そもそも船荷証券が発行されている場面で(運送品が運送中のタイミングで)船荷証券や運送品の引渡しに係る債権について差押えがされること自体が実務上ほとんどないとの指摘があることからすると、その点が大きな問題であるとは考えられない。(札幌弁)
- 甲案と乙案・丙案の異同は、船荷証券記録を支配する者の利益、更には取引の安全と、債権者の利益、強制執行手続の実効性の確保のいずれを重視するのかという価値判断の問題であるが丙案を採用すべきである。(日弁連)
 - ・ 甲案は、強制執行手続の実効性を優先し、「運送品の引渡しに係る債権」への差押え等がなされると、電子船荷証券記録の効力が失われるとするものであり、強制執行の実効性を確保するものであるが、差押命令の効果として電子船荷証券記録の効力が失われること、及び、失効するとしながら、差押命令等を受けた運送人等に再度電子船荷証券記録(これに附随する電磁的記録を含む。)への記録を求めることの理論的な説明が困難である。
 - ・ 乙案は、電子船荷証券記録を支配する者の利益を優先し、電子船荷証券記録が 発行されている場合は、既存の強制執行手続等の対象から除外し、新たな措置 を設ける考え方であるが、従来の動産又は債権執行のいずれの対象にもならな いという前提自体に疑問がある。
 - 丙案は、電子記録船荷証券記録への差押えは「運送品の引渡しに係る債権」へ

の差押えであることを認めつつも、甲案と異なり電子船荷証券記録の効力を失わせることはせずに、その支配の移転を認める考え方であり、電子船荷証券記録が紙の船荷証券の場合と同等の法律関係を形成するという観点からも相応しい考え方でもある。丙案に対しては、債務者が協力しなければ実効性に乏しく、結局は、債務者が電子船荷証券記録の支配をしたままの状態が続くこととなりかねないとの批判があるものの、運送人にも差押命令は送達されるのであるから、運送人は差し押さえられたことは知り得る状態にあるのであって、事実上、債務者に船荷が引き渡される可能性は低下するであろうし、債務者が協力しない場合には、債権者は間接強制(民事執行法第172条)等の方法での対応も可能である。

【丁案に賛成】船主協会

- これら各案の中では、甲案(甲-1案、甲-2案とも)、乙-1案、乙-2案はいずれも不適切であり、強制執行の関する規定を仮に置くなら丙案であって、最も実質的問題は、丙案のように明示的規律を置くか、置かないかであるところ、丙案のような明示的規律を置かない丁案に賛成する。
 - 甲案 (甲-1案、甲-2案) は、電子B/Lが運送品の引渡しに係る債権を表章 していることに着目し、しかし、それがB/Lではない以上、債権執行(又はそ れに進じることになるその他の財産権の執行(民事執行法第167条))の対象 となることを前提として、債権執行又は処分の制限(後者には債権仮差押の執 行が含まれると解される。) がされた場合には、直ちに電子船荷証券記録が効力 を失うとするか (甲-1)、当該債権執行等の電子船荷証券記録への記録義務を 前提として記録時に効力を失う(甲-2)とするものである。しかし、端的に 言えば余りにも乱暴である。なぜなら、第三債務者たる運送人は、基本的には 電子船荷証券記録の正当な支配者に対する引渡義務を負い、かつその者に引き 渡せば免責されるという地位を有するが、差押命令によりその地位を奪われ、 いきなり裁判所の命令に従えといわれるものの、電子船荷証券記録は第三債務 者たる運送人には通知のないまま流通するから、運送人には、命令送達時点に おける当該命令上の債務者が本当に自分に対する電子船荷証券記録上の債権を 有する者であるか(命令上の債務者がその時点における電子船荷証券記録の支 配者であるか) は原則的には不明だからである。したがって、命令があっても、 実際には当の運送人にも電子船荷証券記録が無効となるかも実は原則的には不 明である。また電子B/Lが国際的に流通するものであることに鑑みれば、一国 の裁判所の命令で海外における流通に関してどこまで無効になるかも不明であ る。乱暴さはこれらの点に鑑みれば明らかであり、到底受け入れ難い。
 - ・ 甲-2案は、記録義務を前提として記録時に効力を失うとしながら、その前段階で当該記録ができないときには記録不要との規律も別途設けており、これは電子船荷証券記録のシステムが記録に対応できるかどうかを配慮したものにせよ、あまりに便宜的であるという問題もある。
 - ┸-1案は、第4の2(転換に関する規定)において乙案を採用する場合にお

いてのみ採用し得るところ、乙案を採用すべきではないから、前提を欠く。加えて、仮に乙案によるにしても、代位行使の根拠となる債権者の債務者(電子B/L支配者)に対する請求権の存否を運送人のリスクで判断させるものであり、この点からも不適切である。

- 乙-2案は、他と異なり、唐突に「電子船荷証券記録を使用、収益又は処分する権利」を想定して、それに対する強制執行を想定している。中間試案補足説明74頁では、「試案においては、電子船荷証券記録を使用、収益又は処分する権利を譲渡等の対象とすることとはしていないが(略)、このような権利の存在自体を必ずしも否定する必要はないものと考えられる。」というが、実体法上の権利としては、そのようなものを明示的に想定しておらず、むしろ「電子船荷証券記録上の権利」を想定しているのに、執行の場面に至って唐突に「『必ずしも』否定する必要がない」と言う程度の薄弱な理由により明文でその差押可能性を認めるのは説得力を欠く。むしろ意図しないメッセージ性(そのような形の債権執行が可能であるとの積極的な解釈を生む。)があり有害である。
- 丙案は、一見、最も論理的かつ素直な解決策であり、唯一の解決策のようにすら見える。なぜなら、債権である以上は債権差押の可能性を認める前提に立つとしても、(1)単にそれを認めるだけでは、差押債権者は電子船荷証券記録の提出相当行為ができないので引渡しを受けることができず、(2)かといって電子船荷証券記録提出相当行為不要とする(受戻証券性をなくす)のは、当該差押が晴天の霹靂である運送人の権利を害するものであって取ることができず、折衷的対応として、債務者(現在の電子船荷証券記録の支配者)から差押債権者に対する電子船荷証券記録の支配移転請求権を認める(そして移転後に当該電子船荷証券記録に基づく引渡請求を認める)のが論理的だからである。もっとも、この案でも、電子船荷証券記録支配移転請求権それ自体は執行の局面で新たに創設される実体法的な権利にすぎず、その強制執行の方法がないという意味で画龍点睛を欠く。丙案の前提は、この点はやむを得ず、その執行は間接強制の方法によらざるを得ないというのであろう。
- しかし、やはりこの方法も結論的には取り得ない。第一に、この解決策は、第 三債務者である運送人には、原則的に、そもそも命令送達時点における当該命 令記載の債務者が本当に自分に対する電子船荷証券記録上の債権を有する者で あるか(命令記載の債務者がその時点における電子船荷証券記録の支配者であ るか)不明であることを看過している。通常の債権差押の場合、債権者は債務 者に対する権利は有しているが、債務者が第三債務者に対する権利を本当に有 するかは命令発令にあたり立証等の対象ではなく、むしろその存否は陳述催告 に対する陳述で明らかになり、空振りもあり得るという前提である。逆に、第 三債務者側は、命令記載の債務者が自己に対する債権を有するか否かを認識し ていることが前提であり、第三債務者はそれを前提に行動する(第三債務者は 自己の認識を陳述催告に対する陳述において回答する)ことが期待されている。 もとより、場合によっては債権の存否に争があることはあり得るし、差押債権 者側も第三債務者の認識に拘束されるわけではないから、最終的に取立訴訟で

当該債権の存否を争い訴求することはでき、そこで決着が図られる。しかし、 電子船荷証券記録は第三債務者たる運送人には通知のないまま流通するから、 運送人には、むしろ原則的に、そもそも命令送達時点における当該命令上の債 務者が本当に自分に対する電子船荷証券記録上の債権を有する者であるか(命 令上の債務者がその時点における電子船荷証券記録の支配者であるか)は不明 なのである。紙の船荷証券の場合に、当該船荷証券所持人が誰かは最後に船荷 証券と引換の引渡請求があるまでわからないことと同様ある。したがって、裁 判所の命令で、債務者に対する当該電子船荷証券記録と引換相当行為による引 渡請求を禁じられたとしても、どの範囲で応じればよいかは必ずしもわからな い。より具体的に言えば、①最終的に当該債務者が電子船荷証券記録の支配者 として請求してきたとしても、裁判所の命令が及ぶのは、その者があくまで命 令送達時点で支配者になっていた場合であり、その後に支配者になった場合は 命令の効力外(銀行預金差押後に入金があった場合と同じ)と解されるし、② 最終的に当該債務者以外の者がB/L支配者として請求してきたとしても、裁判 所の命令時点では実は当該債務者が支配者であったのに命令に反して別の者に 電子船荷証券記録を所定方式で譲渡したのかもしれず、そうだとすると当該譲 渡の有効性には疑義が生じるので、それに応じてよいかどうかが問題となるの である。

第二に、この解決策は、電子船荷証券記録が国際的に流通する存在であり民事 執行に関する国際管轄や本邦裁判所の命令の海外における効力が問題となり得 ることからくる問題も看過している。民事執行に関する国際管轄については民 事執行法に明文の規定がないため、本件のような「運送品の引渡に係る債権」 の差押の国際管轄については必ずしも明らかではないが、例えば以下の解釈が 考えられる(以下は、差押対象債権を「電子船荷証券記録上の債権」と規定す る場合も同じである。運送品という動産の引渡を目的とする債権であることは 同じだからである。)。まず、(1)同法第144条1項が債権執行について債務者 の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所に国内管轄権を付与していること を類推し、①債務者たる電子船荷証券記録の支配者が本邦に所在する限り、② 運送品や③第三債務者たる運送人が海外に所在しても(少なくとも原則的には) 管轄ありとする解釈である。次に、(2)同条同項が債務者の普通裁判籍がないと きは差押対象債権の所在地を管轄する地方裁判所に国内管轄権を付与している こと、及び同条第2項ただし書が動産引渡を目的とする債権はその物の所在地 にあると規定することに鑑み、①運送品が本邦に所在する限り、②債務者たる 電子船荷証券記録の支配者や③第三債務者たる運送人が海外に所在しても(少 なくとも原則的には)管轄ありとする解釈である。もっとも、債権差押命令は 第三債務者に対する送達により効力を生じるところ、第三債務者が海外に所在 する場合には国際送達の問題となり数か月単位の期間がかかるため、実際上は その場合の債権差押は考えにくいが(第三債務者たる運送人に命令が送達され る以前に運送品引渡が完了してしまうからである。)、だとしても、(1)によれば、 債務者たる電子船荷証券記録の支配者は国内に所在するが、運送品は海外に所 在する場合があり、(2)によれば、運送品は国内に所在するが、債務者たる電子船荷証券記録の支配者は海外に所在する場合があることになる。しかも、差押命令は運送契約上の陸揚港ないし引渡地での引渡しを禁じるだけであり運送行為を禁じるわけではないと解されるから、(2)においても、命令発令時や第三債務者たる運送人宛送達時には運送品が国内に所在してもその後の運送により所在が陸揚港ないし引渡地たる海外に移る事態も考え得る(そうではなく引渡以前の履行行為たる運送自体が禁止されるとの解釈は、本船が船積港出帆済の場合は言わずもがな、そうでなくても船積済・積付計画決定済の場合等を想定すると、到底受け入れがたい。)。

- しかし、(1)の場合に、電子船荷証券記録の支配者が運送品の所在する海外にお いて第三債務者に対し(第三債務者は国内所在としても当然その現地法人その 他の代理店が存在する。) 運送品の引渡請求をした場合、第三債務者が本邦裁判 所の効力を盾にどこまでこれを拒めるのか、(2)の場合にも、海外に所在する電 子船荷証券記録の支配者が海外において第三債務者に対し運送品の引渡を請求 した場合、第三債務者が本邦裁判所の効力を盾にどこまでこれを拒めるのか、 といった解決困難な問題を惹起する。この点は、債務者たるB/L支配者が第三 債務者たる運送人に対する訴訟を海外で提起するときは、なお困難の度を増す。 結局、丙案は、本件を、受戻証券性ある証券が発行された債権に準ずる債権に 対する強制執行の在り方に関する規律の問題であるとのみとらえ、本件が、そ もそも第三債務者にとり債務者が誰かは原則的には最終段階まで不明である債 権に対する強制執行の問題であるという点、更に国際的に流通する債権であり 国際管轄や命令の海外における効力といった問題がある点をいずれも看過して いるのである。紙の船荷証券の場合、債権差押の代わりに物として船荷証券を 取り上げることを通じて執行が行われることになるのでこれらの問題が生じな いが、丙案の場合は、これらの問題が顕在化せざるを得ないのである。
- 以上に対して、中間試案補足説明は、何も規定しないと法律関係は不明確になるということを強調する。しかし、単なる不明確ではない。一方で運送人は本邦では裁判所の命令が送達される限り(少なくとも本邦内では)それに(命令に記載されている厳密な範囲において)従う義務があり、他方では適法な電子船荷証券記録の支配者に対する引渡請求があれば原則として応じる義務があるということの間にジレンマがあり得るということである。当然ながら、現実に命令が出された場合には、両者が重なり合うと判明した限りでは命令に従う必要がある。しかし実際には、前記のとおり、その範囲は実は命令をもらっても必ずしもわからない。また、海外における効力からくる問題もある。これはおそらく丙案のように債務者から債権者への支配移転請求権を与えるだけでは解決不能な問題である。以上を更に端的に言えば、電子船荷証券記録上の権利(電子船荷証券記録が発行されている場合の運送品の引渡しに係る債権)は債権執行にはあまりなじまない(あえてそれを試みても解決困難な問題が生じ実効性も期待できない)という性質があることを示しているといえるのではなかろうか。そのような状況の下で、あえて明文で執行方法(差押方法)を明示し執行

- 可能性を明示することは(そうすると仮差押の可能性も示唆することになる。)、 どちらかと言えば、益よりは害の方が大きいのではなかろうか。
- ・ なお、立法がないまま現実に命令がなされた場合の運送人の対応としては、前 記の問題が生じるので、事実上は、引渡しは困難となり、保管するしかない場 合が多いことになろう。その場合には、商法第582条及び第583条の適用 又は類推適用による運送品の競売が可能と解すべきである。

【丁案に反対】最高裁

○ 特別な規律を設けない場合には、運送品の引渡しに関する法律関係が不明確となり、執行手続に重大な支障が生じるおそれがあるとの意見が多かった。

【その他の意見】

○ 支配を移転する案の場合、「(差押えの場合は)支配が差押債権者に移転する」との法的構成にすれば、強制執行後も電子船荷証券記録に対する担保権は維持される。他方で、ブロックチェーン技術ではシステム運営会社が支配権を債権者(銀行)に書き換えることができず、善意の第三者に電子船荷証券記録を不正に売却し、善意の第三者が船会社から貨物を回収し、債権者が回収できなくなるリスクが存在するため、その手当が必要と考える。(全銀協)

第2部 その他の商法上の規定の見直し

第1 海上運送状に関する規定の見直し

商法第770条第3項の規律を次のように改めるものとする。

第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、荷送人又は傭船者 の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること ができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付した ものとみなす。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 海上運送状の発行時の上記の承諾の方式に係る規律を維持すべきか検討するに、 規律の複雑化を避ける等の要請に鑑みれば、商法第770条第3項を改正し、海上 運送状についても、その発行時の相手方(荷送人又は傭船者)の承諾について特定 の方式を要求しないとすることが相当と考える。(日弁連)

第2 複合運送証券に関する規定の見直し

電子化された複合運送証券(「電子複合運送証券記録」と呼称する。)について、商法第769条に相当する規定として、次のような規律を設ける。

- ① 運送人又は船長は、船積みがあった旨を記載した複合運送証券又は受取があった旨を記載した複合運送証券の交付に代えて、荷送人の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電子複合運送証券記録(以下「船積電子複合運送証券記録」という。)又は受取があった旨を記録した電子複合運送証券記録(以下「受取電子複合運送証券記録」という。)を荷送人に発行することができる。
- ② 電子船荷証券記録の規定の内容に応じて、準用規定を設けるなどして所要の整備を行いつつ、電子複合運送証券記録固有の法定記録事項として、「発行地及び到達地」を加える。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 船荷証券に関して電子船荷証券記録の法制化を行うのであれば、複合運送証券についても同様に電子化を進めることが妥当であると考える。本提案においては、商法769条を基に、電子化された複合船荷証券についての規律がなされている。なお、具体的な制度設計については、「②電子船荷証券記録の規定の内容に応じて、準用規定を設けるなどして所要の整備を行いつつ」とされているため、同所要の整備について、その検討状況については引き続き注視する必要がある。(日弁連)

第3 倉荷証券に関する規定の見直し

倉荷証券についても、電子船荷証券記録と同様の内容でその電子化を検討することでどうか。

【賛成】札幌弁、日弁連

○ 船荷証券とは利用される場面は異なるものの、電子化のニーズは船荷証券と同様に存在するとされている。そこで、倉荷証券についても、その電子化のための法整備の要否及びその内容について検討していくことは有意義であると考える。その上で、仮に、倉荷証券についても、その電子化のための法整備を行うこととする場合には、船荷証券と倉荷証券とでは利用される場面等が異なっているが、電子船荷証券記録については、MLETR等を参考に国際的な調和のとれる内容を検討していることから、その検討内容は、倉荷証券の電子化においても十分に参考になるものと考えられるし、倉荷証券も船荷証券も、同じく商法を根拠とするものである以上、電子化する場合の規律についても、可能な限り共通していることが望ましいとの意見に賛成する。(日弁連)

その他の意見

○ 銀行実務において、輸出手形の買取等において、船積書類に不備がある場合に輸 出者に書類を返却し、記載事項を訂正するが、電子船荷証券記録においてはどのよ

- うに扱うのか。記載事項の訂正はせずに、廃止/再発行をするのか等、明確にする必要があると考える。(全銀協)
- その他輸出入に関わる銀行実務において、電子船荷証券記録を取り扱う場合の具体的な課題等については、引き続き検討が必要と思われる。(全銀協)

中間試案に対して行われたパブリック・コメントの手続において寄せられた上記の 各意見や中間試案公表後の検討等を踏まえると、次の事項について、更に検討をすべ きではないか(なお、その他の個別具体的な事項については、次回以降、順次検討を することを予定している。)。

- 船荷証券の「占有」又は「所持」に相当する概念について、その内容をより具体 的に検討することが必要ではないか。
- システムを提供する者を法律上の主体として観念し、その者の私法上の権利義務 に関する規律を検討する必要はないか。

(補足説明)

- 1 中間試案では、MLETRを参考に、紙の船荷証券の「占有」又は「所持」に相当する概念として「支配」という新たな概念を創設することとしている。もっとも、その内容については、第3の1の各技術的要件を満たす電磁的記録を(排他的に)支配しているという事実状態であることが想定されているものの、そのことを法律上定義することは必ずしも容易ではなく、中間試案においては、定義を設けないという考え方(中間試案第1部第2の3(1)の乙案)と「当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」などと定義するという考え方(中間試案第1部第2の3(1)の甲案)が提案されている。いずれを採用するにしても、「支配」の具体的な内容が不明確であり、具体的な事実関係においてどのような状態をもって「支配」に該当するのかということがわかりにくいという問題を抱えており、パブリック・コメントの手続においては、このような問題意識に基づく意見が寄せられたところである。このことを踏まえ、船荷証券の「占有」又は「所持」に相当する概念について、その内容をより具体的に検討することが必要ではないか。
- 2 この問題に対する検討の方向性として、まずは、中間試案の基本的な考え方を 維持しつつ、技術的要件の内容を更に検討したり、「支配」の定義規定を設けるこ ととしてその内容を更に検討したりすることが考えられる。
- 3 これに対し、パブリック・コメントの手続において寄せられた意見の中には、 実際には、電子船荷証券記録を利用するためのシステムを提供する者が存在し、 そのような者が存在しないということは想定し難いことを前提に、システムを提 供する者を法律上の主体として観念して、規律を組み立てることを検討すべきで ある旨の意見もみられたところである。このような考え方を前提とするのでれば、 電子船荷証券記録の作成及び管理をするためのシステムを提供する者を法律上の 主体として観念し、その者を通じて「支配」の具体的内容を明確にするといった

こと(そのシステムにおいて識別された者を「支配する者」とすることなど)も 考えられる。このような考え方を採用すると、「支配」の内容やその該当性が明確 になる上に、強制執行に関する規律についてもより実効的なものとすることがで きる可能性が広がる一方で、システムを提供する者が重要な役割を担うこととな るため、電子記録債権法上の電子記録債権機関のように、主務大臣の認証やその 他の業規制を必要とすることも考えられ、そのことが国際海上物品運送において 利用されることとの関係で問題が生じないかといったことも検討する必要がある。 4 これらについては、その他の個別具体的な事項とは異なり、制度設計の全体に 関わる問題であるため、その他の個別具体的な事項に先立って検討する必要があ るものと考えられる。これらについて、どのように考えるか。